

第20章 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による被害状況と対応

※ 本章は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による教育・文化分野の記録が記載されており、平成24年度に関する記載内容も一部含まれている。

第1節 被害の概要

1 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の影響

平成23年3月11日午後2時46分、宮城県沖を震源としたマグニチュード9.0の観測史上最大の地震が発生し、県内各所で大きな被害が発生した。さらに直後の大津波により、本県を含む東日本の沿岸部を中心に甚大な被害がもたらされた。津波による被害を受けた東京電力福島第一原子力発電所では、大量の放射性物質の放出を伴う重大な事故（以下、原発事故）が発生し、周辺一帯の住民は、県内外への避難を余儀なくされた。

東日本大震災及び原発事故は、教育分野においても大きな被害を及ぼした。児童生徒及び教職員の尊い命が犠牲となり、地震や津波により校舎や社会教育施設が損壊または倒壊するなど、甚大な人的・物的被害を及ぼした。また、県内の文化財も大きな被害を受けた。

原発事故で避難指示区域等となった学校では、多くの児童生徒が県内外に避難し、学校再開が困難な状況となった。

一方で、原発事故は直接震災の被害のなかった地域の教育環境も激変させた。原発事故による放射線の影響を懸念する多くの声が寄せられ、浜通りや中通りを中心にして避難区域以外においても児童生徒の県内外への転出が目立った。

以上のように、震災及び原発事故によって本県の教育環境は激変し、それに伴って教育機会の確保と安全安心な教育環境への対策等、過去に類のない様々な課題への対応を迫られることとなった。避難先での小中学校の再開、県立学校のサテライト方式での授業再開への対応、大規模な復旧工事、放射線量低減化や学校給食の安全対策等を図った。

また、教員の加配や県外への教員派遣を通して被災した児童生徒の心のケアや学習支援を行うとともに、緊急スクールカウンセラー事業等により被災地域や避難児童生徒の多い地域の各学校の教育相談体制を充実させた。さらに、屋外活動が制限される状況が続く中、心身ともにリラックスできるよりよい環境の中で自然体験活動等ができるように「ふくしまっ子体験活動応援事業」を行った。

2 人的被害の状況

（1）公立学校児童生徒の死者・行方不明者数

小学生	死者24人・行方不明者3人
中学生	死者17人・行方不明者1人
県立高校生	死者31人・行方不明者3人
県立特別支援学校生	死者1人
合 計	死者73人・行方不明者7人

（2）18才未満の震災遭児孤児数

ア	18才未満の震災遭児（片親を失った子ども）	151人
イ	18才未満の震災孤児（両親を失った子ども）	24人
（平成24年9月1日現在 県保健福祉部児童家庭課調べ）		

（3）公立学校教職員の死者・行方不明者数

ア	公立小中学校の教職員の死者・行方不明者	
	なし	
イ	県立学校の教職員の死者数	
	2人（県立高等学校教職員2人。うち本務者1人）	

3 学校施設の被害状況

（1）県立学校施設の被害状況

高等学校90校、特別支援学校21校の計111校のうち、92校の被害報告があった。（警戒区域等のため被害調査未了9校、被害なし10校）

・建物	構造体被害など	35校	79件
	壁の亀裂など	88校	448件
延べ計			527件
・工作物	ブロック塀倒壊など	38校	86件
・土地	敷地亀裂、地割れなど	28校	59件
・備品	実習機材破損など	65校	169件
（平成25年1月15日現在 財務課・施設財産室調べ）			

（2）対応

ア 応急危険度判定調査の実施

大地震により被災した建築物について、一級建築士等の応急危険度判定士が調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命にかかる二次的災害を防止することを目的に実施した。

（危険＝赤、要注意＝黄色、調査済（使用可）＝緑の3段階で判定）

また、小高商・小高工の2校は平成24年4月16日に警戒区域が解除されたため応急危険度判定調査を実施した。

・県立学校施設の調査結果（平成23年：3月16日～

5月2日、6月24日、平成24年4月24日、5月1日）

調査実施：74校、393棟

判定結果：危険＝44棟、要注意＝115棟、調査済（使用可）＝234棟

イ 被災度区分判定調査の実施

被災した建築物の継続利用が可能か否かを判断するもので、建築構造技術者がその建築物の内部に立ち入り、建築物の沈下、傾斜及び構造躯体の損傷状況などを調査し、被害程度により「軽微」、「小破」、「中破」、「大破」、「倒壊」の5段階に区分判定した。

なお、「倒壊」や「大破」の判定を受けた建築物は、継続利用不可として取り壊しの対象(建て替え)となる。「中破」以下の場合は、補強や補修を施し、継続利用可能との判断になる。

- ・県立学校施設の実施状況（平成23年4月15日から実施 小高工、小高商は平成24年10月2日、10月10日に実施 調査実施：62校、172棟

判定結果：

無被害	軽微	小破	中破	大破	倒壊	調査不可	計
3	36	62	32	37	2	0	172

4 教育委員会施設の被害状況

(1) 教育センターの被害状況

教育センターでは、本館の耐震改修工事の着工(2月)直後に震災に見舞われ、多くの箇所が被災した。

人的な被害はなかったが、耐震改修工事は中断し、通常の教員研修事業が困難な事態となった。

また、福島市の指定避難所となっていたが、被災者を受け入れることも困難な状況であった。

被害額 134,584千円

(災害復旧費補助金交付決定額)

被害箇所 本館5階の壁面の脱落や天井の崩落、理科棟の空調設備・煙突の破損、宿泊棟の天井脱落などのほか、各所でガラスの破損や壁のひび割れ・剥離など

(2) 社会教育施設の被害

東日本大震災及びその後発生した余震により、県立社会教育施設において、大きな被害が生じた。

ア 県立社会教育施設の被害状況と被害金額

施設名	主な被害状況	被害金額(千円)
県立図書館	壁面大型ガラス破損、屋根ひさし破損・落下、公開図書室天井空調設備落下 等	109,067
県立美術館	エントランス屋根裏破損・落下、落下池漏水、美術品破損等	41,894
県立博物館	企画展示室天井破損	867
郡山自然の家	居室天井破損、広場舗装破損等	131
会津自然の家	壁面の亀裂や渡り廊下破損等	8,615
相馬海浜自然の家	津波により施設全壊	515,918
いわき海浜自然の家	野営場法面土砂崩れ、ロッジ3棟崩落、屋外給水管漏水等	344,314
福島県文化財センター白河館	一般収蔵庫柱脚破損・クラック多数等、縄文時代竪穴住居屋根形状変形・側面崩落等、前方後円墳盛り土部分陥没等、奈良時代竪穴住居側面崩落等	21,977

イ 事業活動の停止状況等

施設名	事業の停止状況等
県立図書館	H23. 7. 14まで全面休館 H23. 7. 15～児童図書コーナー、軽読書コーナーなど一部開館 H24. 4. 28～館内復旧工事完了、公開図書の再開 H24. 6. 20 災害復旧工事完了 H24. 6. 30～ 全館開館
県立美術館	H23. 4. 25まで全面休館 H23. 4. 26～ 再開館、スタジオジブリ展の再開 企画展の中止等の見直しを行う。 H24. 2. 1～H24. 4. 6 災害復旧工事、除染工事等のため休館 H24. 4. 7～ 再開館
県立博物館	H23. 4. 11まで全面休館 H23. 4. 12～ 再開館 企画展の中止等の見直しを行う。
郡山自然の家	H23. 3. 15～H23. 8. 28 避難者の受入 (一時避難所) H23. 7. 12～ 再開所
会津自然の家	H23. 3. 15～H23. 7. 2 避難者の受入 (一時避難所) H23. 7. 9～ 再開所
相馬海浜自然の家	津波により全壊 H24. 3. 31 施設廃止
いわき海浜自然の家	H23. 10. 31まで全面休所 (H23. 3. 21～H23. 6. 16 自衛隊駐留) H23. 11. 1～ (財) いわき市教育文化事業団を指定管理者として、再開。 H24. 1. 18～ 千葉県鴨川市へ避難していた (社) 福島県福祉事業協会の障がい児・者の受入開始。
福島県文化財センター白河館	H23. 4. 30まで全面休館 H23. 5. 1～ 収蔵庫及び屋外展示施設を除き再開館 事業計画の見直しを行う H24. 4. 15 屋外展示物災害復旧工事完了を受け屋外施設の再開 H24. 5. 15 一般収蔵庫災害復旧工事完了を受け全面再開館

5 文化財の被害状況

(1) 県内の国・県・市町村指定文化財の被害件数と主な被害例

ア 国・県・市町村指定文化財の被害件数

種別	国指定	県指定	市町村指定
国宝	建造物	1	
重要文化財	建造物	12	24
	絵画	0	1
	彫刻	5	15
	工芸品	0	1
	考古資料	2	4
民俗文化財	有形民俗文化財	1	1
	史跡	19	12
	史跡及び名勝	1	3
	名勝	2	0
	名勝及び天然記念物	0	2
	天然記念物	3	3
重要伝統的建造物群保存地区		1	
登録文化財	登録有形文化財	35	
小計		82	66
合計		148	147
総計		295	

イ 国指定文化財の主な被害例

白水阿弥陀堂(いわき市)、専称寺(いわき市)、旧福島県尋常中学校本館(郡山市)、旧伊達郡役所(桑折町)、天鏡閣(猪苗代町)、小峰城跡(白河市)、若松城跡(会津若松市)、二本松城跡(二本松市)

ウ 県指定文化財の主な被害例

観海堂（新地町）、旧佐藤家住宅（国見町）、旧龟岡家住宅（伊達市）、中村城跡（相馬市）、浄土松山（郡山市）

エ 市町村指定文化財の主な被害例

磐城平城跡塗師櫓石垣（いわき市）、蓮家寺山門（棚倉町）

才 国・県・市町村指定文化財の被害総額

国指定	82件	想定被害額	42億円程度
県指定	66件	〃	6億円程度
市町村指定	147件	〃	5億円程度

(2) 被害の特徴

ア 建造物（登録文化財等を含む）の被害が国・県・市町村合わせて127件と最も多かった。

イ 史跡のうち特に城跡の石垣に大規模な被害が見られた。

ウ 津波による被災が見られた。

6 教育委員会事務局の被害と対応

平成23年3月11日（金）の巨大地震により福島市にある福島県教育委員会事務局（福島県教育庁）も直立困難な程の激しい揺れに襲われ、執務室のほぼすべてのロッカ一等が倒れ3か月近く執務が不可能な状態となった。

- 平成23年3月11日（金）14：46地震発生後、揺れが

収まるのを待つて職員全員避難。

- ・ 3月12日（土） 執務室整理。
 - ・ 3月13日（日） 福利課・文化財課
…福島南高校に執務室移転。
 - ・ 3月14日（月） 教育総務課
…福島第一小学校に執務室移転。
財務課・施設財産室・職員課・社会教育課・学習指導課・学校経営支援課・特別支援教育課・学校生活健康課・全国高等学校総合文化祭推進室
…福島南高校に執務室移転。
 - ・ 3月15日（火） 特別支援教育課
…盲学校に執務室移転。
 - ・ 3月17日（木） 学校経営支援課
…自治会館に執務室移転。
財務課・施設財産室
…人事委員会室（西庁舎3F）に移転。
 - ・ 4月 1日（金） 職員課・全国高等学校総合文化祭推進室
…中町みんゆうビルに執務室移転。
福利課
…中町ビルに執務室移転。
社会教育課・文化財課
…図書館に執務室移転。
 - ・ 4月18日（月） 学校生活健康課・学習指導課
…福島第一小学校に執務室移転。
 - ・ 5月～6月 ほぼすべての執務室が西庁舎へ復帰。

第2節 県内の学校の状況

1 震災に伴う児童生徒の教育機会確保に向けた対応

(1) 避難児童生徒の転入学について

ア 県立学校

3月22日、浜通りの各学校の合格者発表を行ったが、避難指示区域となっている双葉、浪江、双葉翔陽、小高商業、小高工業、富岡養護学校については、合否判定ができないため、全員合格とした。

浜通りの県立高等学校のⅡ期選抜で不合格となった者及び震災によりⅢ期選抜に出願できなかつた者については、高等学校で学ぶ機会を確保するため出願により郡山萌世高等学校通信制課程への入学を認め、受験生の高等学校への在籍を一旦確保することとした。

なお、希望者については後日他の県立高等学校へ転入学試験を行うこととした。(県立学校の入学者選抜の日程等の詳細は、下記②③のとおり。)

また、避難指示の対象となった地域の県立高等学校について、原籍校に在籍したまま卒業が可能となるよう、他校の施設等を借りて授業を行うよう対応した。(いわ

ゆる「サテライト校」における授業再開)
また、本人が希望すれば転入学試験を経て他校への転学も可能とした。県内の県立学校はもとより、他都道府県に対しても同様の対応を依頼した。

イ 市町村立学校

各市町村教育委員会及び他の都道府県教育委員会等に対し、避難児童生徒に対する受け入れを要請した。あわせて県内市町村教育委員会の連絡先のホームページ掲載や避難所への配布を行い、保護者が児童生徒の学校受け入れについて市町村教育委員会と相談できるよう対応した。

(2) 震災に伴う県立高等学校入学者選抜の日程の変更

震災前の日程では、3月8日Ⅱ期選抜学力検査、8日又は9日に面接等を実施し、3月14日にⅠ期選抜合格内定者とともに合格者発表を行う予定だったが、震災により下記のとおりその後の日程及び実施方法等について変更した。

ア Ⅱ期選抜関係日程

3月16日 合格者発表（中通り及び会津）

3月22日 合格者発表（浜通り）

（公表方法）

中通り及び会津の各学校においては、合格者一覧の掲示とともに、電話での問い合わせやホームページでの掲載などで対応した。

浜通りの各学校の合格者発表は学習指導課ホームページに掲載するとともに、電話での問い合わせや合格者一覧を報道機関に情報提供して対応した。

また、各教育事務所及びすべての県立高等学校に合格者一覧を送付し、冊子にして受験生が閲覧できるように対応した。

イ Ⅲ期選抜関係日程（中通り及び会津のみ実施）

3月23日～3月25日 出願書類受付

3月28日 出願先変更

3月30日 面接等

3月31日 合格者発表

ウ 特例による通信制の課程選抜日程

4月11日～4月28日 出願書類受付

5月2日 合格者発表（個人宛通知）

5月2日～5月9日 転学手続き

5月13日～5月17日 転入学検査

5月19日 合格者発表（学校宛通知）

(3) 震災に伴う県立特別支援学校入学者選抜の日程の変更

県立特別支援学校においても、震災により下記のとおりその後の日程及び実施方法等について変更した。

3月16日 合格者発表（下記の学校を除く）

3月18日 富岡養護学校の合格者を公表
全員を合格とした。

3月22日 合格者発表（平養護、いわき養護、
相馬養護）

（公表方法）

各校での掲示はせず、特別支援教育課のホームページに掲載するとともに、合格者一覧を報道機関に情報提供して対応した。

ページに掲載するとともに、合格者一覧を報道機関に情報提供して対応した。

また各教育事務所及びすべての県立特別支援学校に合格者一覧を送付し、受験生が閲覧できるように掲示等の対応をした。

2 市町村立小・中学校の再開状況

(1) 東日本大震災により甚大な被害を受けた市町村立小・中学校の状況

原発事故直後、双葉地区の学校を中心とした県内の中学校の状況が大きく変動することとなった。

ア 小・中学校の再開状況等（H25.2.1現在）

年月日	小・中学校の再開状況等	臨時休業中の学校数(校)
H23.4.16	①大熊町：大野小、熊町小を大熊町民が多く避難している会津若松市の旧河東第三小に移転させ、学校を再開させた。また、大熊中を同市内の旧会津学鳳高校に移転させ、学校を再開させた。 ②川俣町：川俣町山木屋地区が計画的避難区域に指定されたことを受け、山木屋小、山木屋中を同町内の川俣南小に移転させた。	小 30 中 15 計 45
H23.4.20	①飯館村：飯館村が計画的避難区域に指定されたことを受け、村内の草野小、飯樋小、臼石小の3校を川俣町内の川俣中に、また、飯館中を川俣高校に移転させた。	小 27 中 14 計 41
H23.4.22	①南相馬市：警戒区域（当時）の小学校4校、中学校1校、緊急時避難準備区域（当時）の小学校8校、中学校4校、津波被害を受けた真野小が同市鹿島区の鹿島小、八沢小、鹿島中等において学校を再開させた。	小 14 中 9 計 23
H23.8.25	①浪江町：浪江小が二本松市の旧下川崎小にて学校を再開させた。また、浪江中が同市内の旧針道小において学校を再開させた。 ②広野町：広野小がいわき市立中央台南小にて学校を再開させた。	小 12 中 8 計 20
H23.9.1	①富岡町：富岡一小、富岡二小、富岡一中、富岡二中が曙ブレーキ工業三春工場跡地（三春町）にて学校を再開させた。	小 10 中 6 計 16
H23.10.1	①広野町：広野中がいわき市内の湯本二中にて学校を再開させた。	小 10 中 5 計 15
H24.4.1	①楢葉町：楢葉北小、楢葉南小、	小 8

	楢葉中がいわき市の錢田工業団地内の敷地に仮設校舎を建設し、学校を再開させた。 ②川内村：川内小が郡山市内の河内小で、川内中が同市内の逢瀬中で学校を再開させていたが、同日付で川内村の自校に戻った。	中 4 計 12
H24. 7月以降	①広野町：H24. 8. 27から広野小、広野中が広野町内において自校再開させた。 ②楢葉町：楢葉北小、楢葉南小、楢葉中が、いわき明星大学敷地内に仮設校舎を建設し、H25. 1. 8から移転した。 ③大熊町：H25. 4月から大熊中が旧会津学鳳高校から会津若松市一箕町内の仮設校舎への学校移転を予定している。	小 8 中 4 計 12 (H25. 2. 1現在。学校名は、下記イに掲載)

イ 臨時休業中の小・中学校 (H25. 2. 1現在)

	小学校	中学校
浪江町	幾世橋小、請戸小、大堀小、 莉野小、津島小 (5校)	浪江東中、津島中 (2校)
双葉町	双葉北小、双葉南小 (2校)	双葉中 (1校)
葛尾村	葛尾小 (1校)	葛尾中 (1校)
計	8校	4校

(2) 県教育委員会の対応

教育事務所を通して市町村教育委員会と連携を図り、相双地区の小・中学校（主に南相馬市、飯館村及び双葉地区の8町村）の状況について逐次調査を実施しながら人事配置等の対応を行った。

震災後1年以上経過した平成24年4月の段階でも臨時休業中の小・中学校が 12校あることや、学校は再開しているものの他施設の利用や仮設校舎使用などと多岐にわたっている状態であることから、今後も学校の状況について各市町村教育委員会と連携を図っていく。

3 県立高等学校の再開状況

(1) 県立高等学校の休校と学校の再開

ア 休校状況

震災による学校施設や通学路の被害、避難所として利用されていたこと、電車等の公共交通機関の不通や原発事故の状況が予断を許さないこと等から、すべての学校で震災直後休校を余儀なくされた。その後、学校の被害状況に応じて、終業式等の学校行事を実施した学校もあったが、浜通り、中通りを中心に多くが3月中の休校が続いた。

イ 学校の再開

各地の被害状況や各学校の状況等を考慮しながら、下

記のとおり地区ごとに方針を定め公表した。

a 中通り・会津ブロック

始業式を4月8日（水）とする。校舎の被害の程度や通学手段の状況などにより上記によりがたい場合は、県教委と協議して実施する。また、入学式は各学校の判断により実施する。

b いわき・相双ブロック

避難指示・屋内退避指示区域は、早急に学習体制を整え、準備が整い次第始業式を設定する。入学式は実施しない。（詳細は(2)に記載）

その他の地区は、県内外に生徒が避難して分散している状況であったため、始業式の日程について4月8日とすることを基本として、学校の状況をふまえて県教委と協議しながら設定した。入学式の日程については各学校の判断により設定した。

(2) 原発事故からサテライト校設置まで

ア 3月11日以降、福島第一原子力発電所から半径30km圏内にある県立高等学校が本来の所在地での教育活動が困難になった。30km圏内の県立高等学校は、双葉、浪江（津島校を含む）、富岡、双葉翔陽、原町、相馬農業、小高商業、小高工業の8校（分校含め9校）。

イ 各地域に個別に避難した後、教職員の集合しやすい高校を拠点校とし、生徒の生存・所在確認を学校ごとに実施した。

臨時拠点校（双葉：喜多方、浪江：岩瀬農業、富岡：郡山北工業、双葉翔陽：福島明成、小高商業：福島商業、小高工業：平工業、原町：原町、相馬農業：相馬農業）。

原町と相馬農業については、屋内退避指示区域にあつたため、本校を拠点校とした。

ウ 4月3日 サテライト校に関する校長への説明会

エ 4月5日 サテライト校の概要「相双地区県立高等学校生徒の学習機会の確保について」を公表した。

○ サテライト校、サテライト協力校予定校一覧

高校名	サテライト協力校				
	県北	県中	会津	いわき	相双
双葉	福島南	※あさか開成	葵	磐城	相馬
浪江	※安達	須賀川	大沼	磐城	新地
富岡	※福島北	光南	猪苗代	いわき総合	相馬東
双葉翔陽	安達東	小野	※坂下	いわき総合	相馬東
原町	※福島西	郡山	会津	磐城	相馬
相馬農業	※福島明成	岩瀬農業	会津農林	勿来工業（磐城農業）	相馬
小高商業	※福島商業	郡山商業	若松商業	平商業	相馬東

小高工業	二本松	※郡山	会津工	平工業	相馬東
工業	北工業	業			

※は学校本部機能を置く拠点校

オ 4月9,10日 地区別説明会の実施

県内5地区（県北：橘、県中：あさか開成、会津：若松商業、いわき：磐城、相双：相馬）にて学習指導課・学校経営支援課がサテライト校の設置方針や内容、転学について説明を行った。生徒・保護者合わせて約1230名の出席があった。

カ 4月18日 サテライト希望受付締め切り

(3) J F Aアカデミー福島の生徒に係る静岡県立三島長陵

高等学校と富岡高等学校の学校間連携

静岡県及び静岡県教育委員会の協力により、静岡県教育委員会と福島県教育委員会及び静岡県立三島長陵高等学校と富岡高等学校との学校間連携に関する協定を結んだ。これにより、震災で静岡県に避難していたJ F Aアカデミー福島の富岡高校生が、富岡高校に在籍したまま静岡県で学ぶこととなった。

ア 協定に係る日程

平成23年5月 9日(月) 学校間連携協定の調印

(場所：三島長陵高校)

5月16日(月) オリエンテーション・対面式

5月17日(火) 授業開始

イ 協定の内容

福島県立富岡高等学校は、J F Aアカデミー福島の富岡高校生が静岡県立三島長陵高等学校の授業に出席し修得した単位について36単位上限として卒業単位数に加える。（学校教育法施行規則97条及び99条）

具体的には、以下のような連携方法をとった。

- ① J F Aアカデミー福島の富岡高校生は、基本的に三島長陵高校の午後から夜間にかけての授業に参加する。
- ② 保健体育科及び一部の地理歴史科の授業については、教員免許を保持するJ F Aアカデミー福島校スタッフが富岡高校の非常勤講師として三島長陵高校及び静岡県内において授業を行う。
- ③ 富岡高校の教員1名が三島長陵高校に常駐し、英語科及びホームルーム等の授業を行う。

なお、平成23年11月以降、三島長陵高校に常駐している富岡高校の教員は2名（うち1名は、常勤講師）である。（平成24年2月現在）

a サテライト協力校別在籍希望者数一覧 (平成23年4月現在)

高校名	サテライト協力校 (人)								
	県北		県中		会津		いわき		相双
双葉	福島南	33	あさか開成	59	葵	36	磐城	72	0
浪江 (津島校を含む)	安達	155		0		0	好間	21	0
富岡	福島北	65	光南	25	猪苗代	20	磐城桜が丘	59	0
双葉翔陽	安達東	24	小野	25	坂下	66	平商業	61	0
原町	福島西	53		0		0		0	相馬
相馬農業		0		0		0		0	相馬
小高商業	福島商業	60		0		0		0	相馬東
小高工業	二本松工業	77	郡山北工業	68	会津工業	27	平工業	32	相馬東
小計		467		177		149		245	784
通信希望13, 場所未定 1									

(4) 平成23年度のサテライト校について

ア 5月第2週サテライト校授業開始

a サテライト在籍者数 (平成23年5月10日現在)

(※は拠点校)

高校名	サテライト	1年	2年	3年	計	合計
双葉	福島南	10	6	17	33	201
	※あさか開成	13	22	24	59	
	葵	9	13	12	34	
	磐城	12	28	35	75	
浪江	※安達	16	45	47	108	180
	二本松文化センター	11	17	22	50	
	好間	10	5	7	22	
富岡	※福島北	20	18	22	60	160
	光南	7	4	15	26	
	猪苗代	4	5	6	15	
	磐城桜が丘	24	26	9	59	
双葉 翔陽	安達東	3	7	13	23	181
	小野	4	10	8	22	
	※坂下	20	28	27	75	
	平商業	18	21	22	61	
原町	福島西	13	17	23	53	339
	※相馬	89	101	96	286	
相馬 農業	※相馬	62	73	73	208	208
小高 商業	※福島商業	22	13	22	57	150
	相馬東	24	42	27	93	
小高 工業	二本松工業	6	28	41	75	391
	※郡山北工業	7	20	22	49	
	会津工業	4	9	14	27	
	平工業	5	9	16	30	
	相馬東	67	75	68	210	
サテライト計		480	642	688	1810	

b サテライト別職員数 (平成23年5月9日現在)

	県北		県中		会津		いわき		相双		他校		合計
双葉	福島南	11 (3)	あさか開成(校長・教頭)	10 (3)	葵	10 (2)	磐城	5 (7)					36 (15)
浪江(津島校舎)	安達(校長・教頭2)	30					好間	7 (5)			双葉(葵)	1	38 (5)
富岡	福島北(校長・教頭)	17 (3)	光南	10 (5)	猪苗代	5 (6)	磐城桜が丘	10 (8)					42 (22)
双葉翔陽	安達東	7 (10)	小野	7 (12)	坂下(校長・教頭)	11 (2)	平商業	8 (9)					33 (33)
原町	福島西(教頭)	14 (3)							相馬(校長・教頭)	28 (2)	小高工業(会津工業)	1	43 (5)
相馬農業									相馬(校長・教頭)	44 (1)			44 (1)
小高商業	福島商業(校長・教頭)	14 (8)							相馬東	12 (8)			26 (16)
小高工業	二本松工業	10 (9)	郡山北工業(校長)	13 (10)	会津工業	7 (8)	平工業	10 (6)	相馬東(教頭)	20 (4)			60 (37)

(校長・教頭・教諭・実習助手・常勤講師。育休除く。括弧内は外数で、他校からの兼務・時間講師等) 計322 (135)

(兼務120、時間講師等15)

(5) 相馬農業高校飯館校について

- ア 4月22日 飯館村が「計画的避難区域」に指定された。
- イ 5月 1日 生徒・保護者説明会(於:飯館校)
福島県教育センターにて飯館校を再開した。
- ウ 5月18日 授業再開、宿泊棟利用開始

○飯館校生徒の福島県教育センター宿泊棟利用者数

H23.5.17現在

学年	1年		2年		3年		小計		計
	男	女	男	女	男	女	男	女	
宿泊者数	8	7	10	16	7	11	25	34	59
通学者数	3	2	2	2	3	3	8	7	15
小計	11	9	12	18	10	14	33	41	74
計		20		30		24		74	
在籍数		23		32		26		81	

(6) 原町高校、相馬農業高校の自校復帰

南相馬市原町区の緊急時避難準備区域の解除(平成23年9月30日公示)に伴い、原町高校は10月23日に、相馬農業高校は11月14日に自校に復帰し、教育活動を再開した。なお、原町高校福島西サテライトについては、生徒の避難状況から継続した。

(7) 平成23年度末のサテライト在籍者数

サテライト在籍者数（平成24年3月1日現在 ※は拠点校）

高校名	サテライト	1年	2年	3年	計	合計
双葉	福島南	8	8	21	37	196
	※あさか開成	16	20	24	60	
	葵	7	7	14	28	
	磐城	8	27	36	71	
浪江	※安達	22	45	53	120	149
	好間	12	5	12	29	
浪江津島	安達（仮設）	11	18	23	52	52
富岡	※福島北	21	19	22	62	172
	光南	8	8	15	31	
	猪苗代	4	5	6	15	
	磐城桜が丘	22	31	11	64	
双葉翔陽	安達東	2	8	11	21	172
	小野	3	12	11	26	
	※坂下	16	13	19	48	
	平商業	16	29	32	77	
原町	福島西	12	20	15	47	408
	※本校	105	129	127	361	
相馬農業	※本校	71	81	79	231	231
小高商業	※福島商業	17	12	19	48	152
	相馬東	28	44	32	104	
小高工業	二本松工業	4	21	37	62	390
	※郡山北工業	3	11	12	26	
	会津工業	3	3	11	17	
	平工業	5	9	22	36	
	相馬（仮設）	71	95	83	249	
サテライト計		495	680	747	1922	
通信計		0	0	0	0	
合計		495	680	747	1922	

(8) 平成24年度のサテライト校について

平成23年9月15日、平成24年度のサテライト校について県教育委員会から基本方針を公表した。

ア サテライト校の集約

〈基本方針〉

サテライト校については、相双地区から避難した生徒が相双地区の高等学校に在籍したまま学ぶことができるよう臨時の措置として設置したものであるが、分散したサテライト方式の教育には制約があり、各高等学校の存続にも困難が生じていることから、平成24年度においては、各校の個別の事情に配慮しながら、サテライト校の集約を進めることとする。

〈学区別方針〉

ア 相馬学区について

- 原町高等学校、相馬農業高等学校の2校については、緊急時避難準備区域の指定解除を受けて、相馬サテラ

イト校から自校へ復帰する方向で検討した。原町高等学校の県北地区のサテライト校は、平成23年度末をもって終了した。

- 小高商業高等学校、小高工業高等学校の2校については、両校の所在地が警戒区域にあることから、各地区のサテライト校を相馬市又は南相馬市のサテライト校に集約する方向で検討した。このため、相馬地区以外のサテライト校は、平成23年度末をもって終了した。

なお、小高工業高等学校については、相馬市又は南相馬市での実習施設の確保を検討した。

- 相馬農業高等学校飯館校については、サテライト校を県北地区に設置し、新たに福島明成高等学校を協力校とする方向で検討した。

б 双葉学区について

- 双葉高等学校、双葉翔陽高等学校の2校については、各地区に分散しているサテライト校をいわき明星大学の協力を得て、いわき地区に全て集約する方向で検討した。

- 富岡高等学校については、双葉地区教育構想による教育活動を継続するため、県北地区と会津地区的サテライト校を継続し、県南地区といわき地区的サテライト校は、いわき明星大学の協力を得て、いわき地区に集約する方向で検討した。（JFAアカデミー福島の富岡高校生は引き続き、三島長陵高校の授業を履修することとした。）

- 浪江高等学校については、サテライト校を県北地区に集約し、新たに本宮高等学校を協力校とする方向で検討した。

- 浪江高等学校津島校については、県北地区でサテライト校を継続する方向で検討した。

イ 宿泊施設の設置

〈基本方針〉

サテライト校を集約するに当たっては、保護者が他地区に居住しており、保護者の元からの通学が困難となる生徒のために、宿泊施設等の確保について検討する。

（「H23.9.15 平成24年度のサテライト校設置方針等について」より）

4 県立特別支援学校の再開状況

(1) 学校の休校の影響と経過

- ア 震災後、全ての県立特別支援学校21校（分校7校を含む）が休校措置を実施するとともに、平成22年度末の終業式・修了式、卒業式は中止または延期された。

- イ 平成23年度の始業式・入学式については、13校が当初からの予定期日に実施したが、学校が避難所となっていた、校舎の損壊等の被害があった、交通手段の確保が難しかったことなどの理由から、7校については期日を遅らせて実施した。

- ウ 福島第一原子力発電所事故による警戒区域内の富岡養

護学校については、平成23年度は、県内9校の特別支援学校に設置した分教室で教育活動を進めた。

平成24年4月からは、9つの分教室を集約し、聾学校平分校敷地内に設置した仮設校舎で授業を行っている。

エ 始業式・入学式を延期した学校及び実施期日

		幼稚部	小学部	中学部	高等部
聾学校	始業式	4. 18	4. 18	4. 18	4. 18
	入学式	4. 18	4. 18	4. 18	4. 18
聾学校平分校	始業式	4. 15	4. 15		
	入学式		4. 15		
あぶくま養護学校	始業式		4. 18	4. 18	4. 20
	入学式		4. 19	4. 19	4. 20
あぶくま養護学校安積分校	始業式		4. 22	4. 22	
	入学式		4. 22	4. 22	
須賀川養護学校	始業式		4. 13	4. 13	4. 13
	入学式		4. 13	4. 13	4. 13
郡山養護学校	始業式		授業は4月11日開始		
	入学式				
いわき養護学校	始業式		4. 14	4. 14	4. 14
	入学式		4. 14	4. 14	4. 14
富岡養護学校	始業式		各分教室の設置校の状況に合わせて実施。		
	入学式				

(H23.4.13 特別支援教育課の調査による)

オ 活動停止期間の各学校の対応

震災後から始業式までの間は、各学校で、幼児児童生徒の安否や避難状況の確認、校舎や校庭等の被害状況の把握と簡易改修、放射線量の測定等を継続して行った。

また、避難所で生活する幼児児童生徒については、避難所を担当教員が訪問し状況確認や心のケアにあたった。

カ 授業再開に向けての対応

新年度の始業にあたっては、安全・安心な教育環境の整備に向けて、特別支援教育課より文書（「新年度の始業に向けて（依頼）」）で各特別支援学校へ依頼した。

- ① 施設設備の安全点検
- ② 緊急マニュアルの見直し
- ③ 緊急連絡網の確認
- ④ 通学方法の確認
- ⑤ 避難等で登校できない児童生徒への対応
- ⑥ 安全な給食の提供
- ⑦ 日常的な健康観察の実施
- ⑧ その他必要と思われる事項（教育活動や行事等の見直しについて等）

キ 学校再開に向けては、各校で、放射線量の値を踏まえながら、学習活動を行う場所や時間等の対応策の検討を行った。

ク 須賀川養護学校、相馬養護学校は、校舎の一部が損壊したため、仮設校舎を設置して対応した。

ケ あぶくま養護学校安積分校は、校舎が大きく損壊し入

室が不可となったため、聾学校の校舎を間借りして授業を再開した。

第3節 児童生徒の在籍状況の変動

1 市町村立小・中学校児童生徒の在籍状況

(1) 市町村立小学校児童数の変動

平成22年度	平成23年度	平成24年度
116, 177	107, 043	102, 095

(5月1日付け学校基本調査より)

(2) 市町村立中学校生徒数の変動

平成22年度	平成23年度	平成24年度
60, 746	58, 212	56, 922

(5月1日付け学校基本調査より)

(3) 東日本大震災による被災した児童生徒の学校における受け入れ状況について（文部科学省による調査）

ア 他の都道府県の学校における受け入れ状況（国公私）

	H23. 5. 1現在	H23. 9. 1現在	H24. 5. 1現在
小学校	5, 785	6, 577	6, 693
中学校	2, 014	1, 991	2, 120
計	7, 799	8, 568	8, 813

イ 本県における県内の学校からの受け入れ状況（国公私）

	H23. 5. 1現在	H23. 9. 1現在	H24. 5. 1現在
小学校	2, 891	3, 113	2, 865
中学校	1, 607	1, 605	1, 507
計	4, 498	4, 718	4, 372

《注》

※H23. 5. 1現在

【受け入れ状況の把握ができなかった市町村名】

南相馬市、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、広野町、川内村、葛尾村、飯館村

※H23. 9. 1現在

【受け入れ状況の把握ができなかった市町村名】

楢葉町、双葉町、葛尾村、広野町

※H24. 5. 1現在

【受け入れ状況の把握ができなかった市町村名】

なし

2 県立高等学校生徒の在籍状況

(1) 在籍生徒数の変動

相双地区をはじめとする多くの県民が、県内外へ避難した。これに伴い、高等学校に在籍する生徒の数も大きく変動し、平成24年度も影響が続いている。

(2) 対応

毎月1日付けで定期的に在籍生徒数の調査を実施し、生徒動向の把握に努めた。

なお、警戒区域等内に位置する高等学校においては、希望生徒の多い地区に各校のサテライト校を設置するのに加え、各高等学校においては、1学級当たりの生徒数を45人

を限度として受け入れる措置を行い、各地区に避難した生徒の学習機会の確保を図った。

(3) 在籍生徒数

ア 震災前後の生徒数の変動(通信制を除く)

平成22年度	平成23年度	平成24年度
53,251	51,085	49,387

(5月1日付け学校基本調査より)

イ 平成23年度(震災後)の在籍生徒数

	H23. 4. 1	増減	H23. 5. 1	増減	H24. 2. 1
生徒数	51,760	▲675	51,085	▲751	50,334

※1 H23. 4. 1の数は、H24. 2. 1時点で、県内外に転学した生徒数等を勘案して求めた推計値。なお、数には3月中に転学した生徒数及び新入生の数を加えている。

※2 H23. 5. 1の数は、平成23年度学校基本調査による。

※3 H24. 2. 1の数は、震災後約1年後の数として調査した結果である。

(4) 県内外への避難生徒

県内外への転学者数(平成24年2月1日現在)

	H24. 2. 1
県内への転学者数	843
県外への転学者数	1,086

※全ての転学者を含む。

(5) 地区別転学者受け入れ数

	県北	県中	県南	会津	いわき	相双	計
H23. 5. 1	150	97	19	87	84	0	437
H24. 2. 1	152	217	19	117	182	82	769

※全ての転学者を含む。

5月1日の調査では、相双地区から、主に県北、県中、会津、いわき地区の高等学校への転学者が多かったことが分かる。翌年の2月1日になると、県内外に避難していた生徒の一部が、相双地区の高等学校へ戻る動きがあったため、相双地区の高校への転学者が82になっている。全体の転学数が多くなっているのは、震災関係以外の転学の数も計上しているためである。

(6) サテライト校在籍数(平成24年5月19日)

校名	生徒数
双葉	205
浪江	190
富岡	160
双葉翔陽	170
原町	345
相馬農業	218
相農飯館	78
小高商業	152
小高工業	393
計	1,911

サテライト校設置当時の在籍生徒数1,911人の数は、平成23年4月1日現在の在籍生徒数(3,384人)の約56%に当たる。

※ 生徒数には一時的に通信による学習を選択したものを含む。浪江の生徒数には津島校の生徒数を含む。

(7) 県内外から自校へ戻った生徒数(平成24年2月1日現在)

	県内から戻った数	県外から戻った数	計
生徒数	83	156	239

平成24年2月1日現在、県内外に転学していた生徒が、震災前に在籍していた高等学校(自校)へ戻った数は239人であり、平成23年度末にかけて自校へ戻る動きが見られた。

3 県立特別支援学校児童生徒の在籍状況

(1) 震災前後の特別支援学校児童生徒数

特別支援学校児童生徒数推移

	小中	高	幼専	計	前月との差
H22. 3. 1	1196	952	27	2175	
H23. 4. 1	1146	921	24	2091	-84
H23. 5. 1	1151	915	24	2090	-1

(2) 対応

ア 富岡養護学校

富岡養護学校は原発事故に伴う警戒区域内にあったため、県内の各特別支援学校内に分教室を設置する等の対応にあたった。89名の児童生徒が県内各特別支援学校分教室で学習した。

・H23. 5. 1現在における富岡養護学校の児童生徒異動状況

児童生徒在籍数60名

県内外への転学者数58名

【内訳】

①【分教室】

大室生養護学校(10)、あぶくま養護学校(9)

石川養護学校(2)、西郷養護学校(2)

会津養護学校(10)、猪苗代養護学校(3)

平養護学校(0)、いわき養護学校(11)

相馬養護学校(11)、不定(2) 計60名

②【県内】の小・中学校への転学者数 2名

③【県外】の特別支援学校への転学者数 56名

・各分教室への教員の配置数(講師を含む)

大室生養護学校(10名) 郡山養護学校(2名)

あぶくま養護学校(9名) 西郷養護学校(3名)

石川養護学校(3名) 会津養護学校(13名)

猪苗代養護学校(4名) 平養護学校(8名)

いわき養護学校(14名) 相馬養護学校(10名)

計76名

※校長、教頭、事務は養護教育センターでの勤務

・平成24年度当初の児童生徒予定数(H24. 5. 1現在)

小学部9名 中学部7名 高等部16名 計32名

(89名中 卒業者14名)

各特別支援学校転学者 43名)

イ 富岡養護学校を除く特別支援学校の異動数

	県内	県外	計
転出	10	54	64
転入	16	22	38

(H24. 3. 1現在)

第4節 教職員の異動

1 教職員人事異動の見送り

(1) 平成23年度末の教職員人事異動の見送り

大震災や原発事故への学校現場における迅速な対応や、被災した児童生徒の現状把握と心のケア等を最優先するため、4月以降も学校組織体制をできるだけ変えずに対応することとし、平成23年4月1日付け定期人事異動を見送るとともに、児童生徒や学校の影響をできるだけ少なくするために、学習活動の大きな区切りとなる夏季休業中の平成23年8月1日付けで行うこととした。

(2) 管理職の勤務延長

被災により生じた学校運営における著しい支障を回避するために、平成23年3月31日付けで定年退職する校長と教頭を平成23年7月31日まで勤務延長し管理職の交代を避けた。

勤務延長者 校長56名 教頭7名 合計63名

2 教職員の兼務発令及び勤務公署の変更

警戒区域等にある学校の教職員を避難した児童生徒の心のケアや学習支援等に当たらせるために、3回に分けて避難先の学校を中心に配置した。また、管理職を中心に市町村教育委員会勤務等、勤務公署を変更し、学校再開に向けた準備等の職務にあてた。

(1) 兼務発令の対象校

警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域にある計54校のうち川俣町山木屋地区、飯館村、田村市都路地区、川内中学校を除く44校(小学校29校、中学校15校)

(2) 発令年月日

ア 第1回兼務発令(双葉郡小中学校)
平成23年5月 1日付け
イ 第2回兼務発令(双葉郡小中学校)
平成23年5月 9日付け
ウ 第3回兼務発令(南相馬市小中学校)
平成23年5月23日付け

(3) 兼務者総数

390名

3 県外への教員派遣

隣接県に多くの児童生徒が避難していることから、隣接県と協定書を取り交わし、本県と隣接県教育委員会双方の身分と職を有する併任辞令を発令することにより県外に本県教員を派遣し、避難した児童生徒の学習支援や心のケアにあてた。

埼玉県派遣：平成23年5月16日付け

小学校教員4名、中学校教員2名

新潟県派遣：平成23年9月 1日付け

小学校教員1名、中学校教員2名

山形県派遣：平成23年9月 1日付け

中学校教員1名

栃木県派遣：平成23年9月 1日付け

小学校教員2名

茨城県派遣：平成23年9月15日付け

小学校教員1名、中学校教員1名

合計 14名

4 震災加配教員

多くの児童生徒が県外に避難を余儀なくされ、教職員定数が削減される中、平成23年6月24日付けで文部科学省より加配定数の追加措置が認められ、小中学校で452名の追加内示を受けた。加配教員は主に被災した児童生徒の心のケアや学習支援等にあてた。

教諭等：402名 養護教諭：20名 栄養職員：8名

事務職員：22名

5 公立学校教員採用候補者選考の見送り

震災及び原発事故の影響で本県の児童生徒数が多数県外に避難し、教職員定数が減少したことに伴い、県教育委員会は、平成24年度福島県公立学校教員採用候補者選考を一部実施しないことを、平成24年教育委員会4月定例会で決定した。具体的には、小学校教諭、中学校教諭、特別支援学校教諭(小学部・中学部)、養護教諭については選考試験を実施をしないこととした。なお、高等学校教諭(国語・数学・理科・工業)30名程度、特別支援学校教諭(高等部のみ。教科は高等学校と同じ)30名程度については選考試験を実施した。

6 東京都教育委員会と福島県教育委員会との協定について

(1) 協定締結の経緯

上記5のとおり、福島県公立学校教員採用候補者選考を見送ったことから、東京都公立小学校教員採用候補者選考において、将来、公立小学校教員として採用されることを希望する者について、将来福島県公立小学校教員として採用することを内容とした協定を東京都教育委員会と締結することにした。

(2) 協定の内容

東京都公立小学校教員採用試験候補者選考(第2回)による合格者のうち、将来、福島県公立小学校教員になることを受験申込時希望した者50名を限度として、将来(5年後程度を目処)、福島県公立小学校教員として採用する。

(3) 協定締結式

日時 平成23年9月12日(月)

出席者 福島県教育委員会教育長 遠藤 俊博
東京都教育委員会教育長 大原 正行

第5節 学校及び教育委員会施設の避難所としての役割

1 公立学校の避難所としての利用状況

(1) 県立学校の避難所としての役割

県立学校の40%ほどが避難所となり、災害発生時の緊急対応の役割を果たした。

	公立校避難所数	県立学校避難所数	県立学校避難者数
3月17日	142	39	8142
3月21日	111	34	4843
3月26日	88	31	3869
4月1日	70	29	3161
4月6日	60	27	2406
4月11日	47	15	1007
4月21日	34	6	607
5月1日	34	6	523
5月11日	29	5	321
5月21日	24	4	170
6月1日	16	3	107
6月11日	12	2	56

6月11日の段階で、避難所となっていたのは、平工業、四倉高校の2校。

最終的に7月1日の段階で四倉高校が避難所の役割を終え、県立学校の避難所はなくなった。

※ なお、県災害対策本部の一次避難所台帳（平成23年12月19日現在）によると、小学校（国立含む）122校、中学校（国立含む）60校、高等学校48校、特別支援学校6校の公立学校が登録されているが、この中には実際に受入がなかったり、受入が不可能で避難所の開設に至らなかった学校も含まれている。

(2) 対応

ア 避難所における教職員の役割

a 避難所運営に教職員が従事した学校の割合

全員が関わった学校…27.9%

半数以上が関わった学校…21.4%

*他は一部の教職員による運営が行われていた。

b 従事した業務

連絡調整、避難所の管理、物資の配布等

c 避難所となった場合の運営マニュアル

準備していなかった（想定していなかった）学校が69.6%にのぼる。

イ 避難所運営において課題となった施設

トイレ…68.1%

暖房設備…62.0%

給水設備…58.0%

(3) 今後の課題

今回の震災での避難所運営を通して、学校施設を避難所として利用する際に考えられる主な課題は以下のとおりである。

ア 避難規模に応じた避難場所の整備

→更衣室、執務・炊き出し、畳スペース等の確保

イ 屋外トイレやシャワー設備、情報通信設備の整備・維持管理

→汚水貯留槽の整備、マンホールトイレの設置、防災無線、災害時電話の設置等

ウ 施設のバリアフリー化

→スロープや障がい者用トイレの設置等

エ 太陽光発電設備や自家発電設備等の停電対応設備の整備・維持管理

→蓄電設備、プールの浄水装置、避難場所の断熱性の確保等

オ 備蓄倉庫や支援物資の確保・管理等

→避難者数等に応じた食料、毛布、扇風機、可搬式発電機などの備蓄等

2 県教育委員会施設の避難所としての利用状況

県教育委員会の施設のうち、郡山自然の家、会津自然の家及びいわき海浜自然の家が避難所として利用された。ただ、いわき海浜自然の家は、原子力発電所の事故の影響からその利用は一時的なものであった。

(1) 郡山自然の家の利用状況

3月12日より臨時休所、3月15日からは一次避難所となり、延べ10,063名、1日最大269名の被災者を受け入れた。

一次避難所としての業務は8月28日まで続いたが、その間山口県職員の派遣や多くの地元ボランティアの支援により、避難所としての業務を行うことができた。

(2) 会津自然の家の利用状況

3月16日から受け入れを開始し、7月2日までに延べ7,068名、一日最大248名の避難者を受け入れた。

(3) いわき海浜自然の家の利用状況

震災直後、いわき市指定の避難所として、近隣の住民を中心の一時1,000名近い被災者の避難所となつたが、久ノ浜地区は原発事故の影響で屋内退避区域となり、3月13日、避難者は湯本第二中学校へ移動した。

(4) その他

教育センターは福島市の指定避難所となつたが、震災当初、施設の被害が甚大なため避難者の受け入れはできなかつた。なお、飯舘村が計画的避難区域に指定されるのに伴い、相馬農業高校飯舘校が、教育センター宿泊棟及び体育館を利用して学校を再開した。（平成23年5月18日授業再開、宿泊棟利用開始。平成24年3月まで利用。）

第6節 放射線の影響と不安等への対応

1 学校等における放射線の影響

(1) 学校等における放射線の影響

- ア 3.8 μ S v/h 以上の空間線量率が測定された55施設の活動制限
- イ 屋外プールの利用自粛 (551/690校)
※公立小・中・高・特別支援学校

2 不安等への対応の経緯と対策

(1) 不安等への対応の経過

- ア 放射線に対する正しい理解の普及・啓発 (説明会・研修会等の開催)
 - a 福島県放射線健康リスク管理アドバイザー (神谷研二氏) による教育関係者等説明会 (4. 12~16 県内6カ所)
 - b 「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について」に関する保護者等説明会 (4. 21~22 県内3地区 4回)
 - c 福島県放射線健康リスク管理アドバイザー (神谷研二氏) による研修会 (4. 12~12. 7までに32回 参加者8,086名)
 - d 独立行政法人日本原子力研究開発機構福島支援本部主催「放射線に関するご質問に答える会」 (7. 8~3. 21 147箇所 参加者11,010名)
 - e 福島医学会主催「福島医学会緊急シンポジウム」教育関係者 (7. 18 出席者110名)
- イ 対応の経過
 - a 通知による対応策等の周知
 - 4. 19 「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方」について
校庭で3.8 μ S v/h 以上の空間線量率が測定された学校については、屋外活動を1日1時間程度に制限、生活上の留意事項を示した。
 - 5. 11 「実地調査を踏まえた学校等の校庭・園庭における空間線量低減策について」
線量低減策の検証に向けた実地調査結果を示した。
 - 5. 27 「福島県内における児童生徒等が学校等において受けける線量低減に向けた当面の対応について」
年間1m S v 以下を目指し、1.0 μ S v/h 以上の校庭等の表土を改善すること及び積算線量を測定し公表することを示した。
 - 5. 28 「窓の開閉に伴う空間線量率の変化について」
窓の開閉が空間線量率に影響がないことを示した。
 - 5. 30 「学校プールの管理及び水泳指導について」
学校プールの管理及び水泳指導の留意事項等について示した。

- 6. 21 「福島県内の学校の屋外プールの利用について」
放射性物質が検出された場合は利用を一時中止することを示した。
- 8. 26 「福島県内の学校の校舎・校庭等の線量低減について」
夏休み以降学校で受けける線量を年間1m S v 以下 (1.0 μ S v/h 未満) にすることを示した。
- 8. 31 「福島県内の学校等における簡易型積算線量計を用いたモニタリング調査の見直し」
モニタリング継続と1ヶ月分の測定結果を報告することを示した。
- 10. 14 「緊急時避難準備区域の解除により授業を再開した学校等の積算線量モニタリング」
緊急時避難区域解除に伴う該当学校のモニタリング実施を示した。
- 12. 12 「福島県内の学校等における簡易型積算線量計を用いたモニタリング調査の見直し」
積算線量計による測定結果の公表は希望校のみとすることを示した。
- 12. 22 「学校プール水の排水について」
年度内に屋外プールの排水を実施するよう示した。
- 2. 21 「リアルタイム線量測定システムによる福島県内の空間線量率のリアルタイム測定結果の公開」
リアルタイム線量計による測定と結果の公表について示した。
- 3. 15 「福島県内の学校等における簡易型積算線量計を用いたモニタリング調査の測定結果報告の終了」
積算線量計による測定結果の公表を終了することを示した。
- 4. 12 「福島県内の学校の屋外プールの利用について」
水道水の管理目標値放射性セシウム 10 B q/k g で管理されている水道水を学校のプールで使用することは問題ないことを示す。
- 5. 16 「学校プールの管理及び水泳指導」
学校プールの管理及び水泳指導の留意事項等とともに、プール水のモニタリング計画を示す。
- ウ 継続的なモニタリングの実施
 - a 55施設を対象にしたモニタリング (4~6月)
 - b 全教育施設のモニタリング (4. 6. 9月 H24. 3月実施)
 - c プール水のモニタリング (6~9月)
※公立小・中・高・特別支援学校 139校
 - d 簡易型積算線量計によるモニタリング (55施設・1641施設)
 - e リアルタイム線量計によるモニタリング (H24. 2~ 23年度内は試行期間)

エ 対策の効果

a 学校における空間線量の低減（校庭の空間線量率
 $1\mu\text{Sv}/\text{h}$ 未満）

b 屋外活動の制限状況の推移

屋外活動	未実施	一部制限	制限なし
平成23年6月	88校(11%)	377校(46%)	362校(43%)
平成24年5月	0校(0%)	132校(16%)	691校(84%)

c 屋外プールの実施状況

	小学校	中学校	高等学校
平成23年度	88校(21%)	36校(19%)	14校(23%)
平成24年度※	432校(89%)	190校(81%)	33校(52%)

※ 平成24年は自校+他施設

3 放射線に対する正しい理解の普及・啓発

(1) 福島県放射線健康リスク管理アドバイザー（神谷研二氏）による研修会の開催

要請により、教職員や児童生徒、保護者等を対象とした研修会に派遣した。（再掲第6節2(1)アa）

(2) 放射線から子どもの健康を守る対策支援事業による研修会の開催

放射線に関する専門家を派遣し、放射線から子どもの健康を守るために教職員等の研修を実施した。

(3) 独立行政法人日本原子力研究開発機構福島技術本部福島環境安全センター主催による「放射線に関するご質問に答える会」の開催依頼（再掲第6節2(1)アd）

各学校等の要請により、教職員や児童生徒、保護者等を対象とした研修会へ派遣を依頼した。

4 放射線の影響から健康を守るための対策

引き続き、学校の教育活動の安全・安心を確保するとともに、放射線から子どもの健康を守るために、以下の対策を実施することとした。

(1) 通知による対策等の周知

文部科学省や県災害対策本部、関係部局と連携を図りながら、放射線に関わる最新の情報や低減対策等を迅速かつ正確に県立学校、市町村へ周知した。

(2) 繼続的なモニタリング

文部科学省及び県災害対策本部と連携し、学校における校庭・園庭の空間線量率を平成24年2月からリアルタイム線量計で測定（10分間隔）し、公表している。

(3) プール水のモニタリング

県災害対策本部及び関係部局と連携し、学校におけるプール水のモニタリングを実施した。（5月～9月 使用前1回、終了時まで月1回実施）

5 放射線から子どもの健康を守る対策支援事業

(1) 目的

放射線に対する不安により外出や屋外活動を控えている

児童生徒の精神的ストレスや運動不足を解消し、放射線から子どもの健康を守る。

(2) 方法

ア 学校等へ医師やスポーツトレーナー、スポーツインストラクター等を派遣し、望ましい生活習慣や運動習慣を形成するための講話や実技を行った。

イ 放射線に関する専門家を派遣し、放射線から子どもの健康を守るために教職員等の研修を実施した。

ウ 重点地域を指定（市町村に委託）し、上記の事業を実施した。

6 教育施設における線量低減化の取組

(1) 学校等における表土除去

ア 原子力災害による放射能汚染と経過

原子力災害による放射能汚染は、各県立学校でも確認された。平成23年5月27日には、文部科学省から当面年間 $1\mu\text{Sv}/\text{h}$ 以下を目指すこと及び $1.0\mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の校庭土壌の線量低減の取り組みに対し、財政的支援等の方針が示された。

上記の活用等によって、放射能汚染が確認された県及び市町村立の学校施設は、校庭土壌の線量低減事業を実施した。

イ 放射線量に関する考え方の推移

23. 4. 19	福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について（文科省）	非常事態収束後の参考レベル、年間 $1\sim20\text{mSv}$ を暫定的に目安とする。	屋外毎時 $3.8\mu\text{Sv}/\text{h}$ 屋内毎時 $1.52\mu\text{Sv}/\text{h}$	年間365日（校庭8時間 屋内（木造）16時間）
23. 5. 11	校庭、園庭等の土壌に関する線量低減策（文科省・日本原子力研究開発機構）	国が、「まとめて地下に集中的に置く方法」と「上下置換法」が線量低減に有効であることを示した。		
23. 5. 27	福島県内における児童生徒等が学校等において受けける線量低減への対応について（文科省）	当面、年間 1mSv 以下を目指し、 $1.0\mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の校庭土壌の線量低減への取り組みに対し、学校施設の災害復旧事業の枠組みで財政的支援を行う。（国2/3、地方1/3（起債充当100%、元利償還金に対する交付税措置95%））		
23. 7. 8	ふくしまの子どもを守	校庭、園庭の空間線量率が $1.0\mu\text{Sv}/\text{h}$ 未満の公立学校等が放射線量		

	る緊急プロジェクト (福島県・教育庁)	低減のための表土改善を行う場合に、費用の1/2を補助する。
23. 8. 26	福島県内の学校の校舎・校庭等の線量低減について(文部科学省)	原則、年間1mSv以下を目安とする。
23. 8. 26	除染に関する緊急実施基本方針(国の原子力災害対策本部)	原則、年間1mSv以下を目標とする(現在、年間20mSv以下の地域)
23. 11. 11	特措法に基づく基本方針(環境省)	原則、年間1mSv以下を目指す(現在、年間20mSv未満の地域)
24. 1. 1	放射性物質汚染対処特措法施行(環境省)	追加被ばく線量が年間1mSv以上を汚染状況重点調査地域の指定要件の基準とし、空間線量率に換算した場合に、空間線量率が0.23μSv/h以上の地域とする。

ウ 対応

a 教育施設等表土改善等事業【対象：県立学校】
平成23年6月のモニタリング調査で、空間線量率が1μSv/h以上ある県立学校の校庭において、表土の除去、トレンチへの埋設、覆土等及び側溝清掃等の事業を、平成23年8月末までに高等学校23校、特別支援学校5校において実施した。

その後、緊急時避難準備区域の解除に伴い、高等学校2校において11月中旬まで追加で事業を実施した。

公立諸学校建物其他災害復旧費負担金(補助金)事業(後掲)で実施。

b 公立学校等校庭土壤緊急改良事業【対象：市町村立学校等】

空間線量率が1μSv/h未満の市町村立学校等(文部科学省補助対象外)における表土改善事業に対し、当該経費の1/2補助を実施した。

28市町村へ309校分計878,730千円を補助した。

c 県立学校施設内緊急環境改善事業【対象：県立学校】

県立学校内における中庭の表土除去等の小規模な線量対策事業。県立学校67校で実施。

d 文部科学省事業

・公立諸学校建物其他災害復旧費負担金

空間線量率が3.8μSv/h以上の学校における表土改善事業に対し、当該経費の2/3を国が負担するもの。3市町村8校及び県立高等学校1校で事業を実施した。

・公立諸学校建物其他災害復旧費補助金

空間線量率が1.0μSv/h以上3.8μSv/h未満の学校における表土改善事業に対し、当該経費の2/3を国が補助するもの。

18市町村280校及び県立高等学校29校で事業を実施した。

(2) 線量低減化機器等整備事業

ア 経過

国から平成23年4月19日に示された「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について」において「1~20mSv/年を学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的な目安とし、今後できる限り、児童生徒等の受ける線量を減らしていくことが適切であると考えられる」とされた。

しかし、国からは具体的な低減策が示されないまま、市町村等の判断により校庭の表土の除去等の動きがあり、県は国が示した「暫定的考え方」(前述)の妥当性の説明や除去土壌の処理、線量低減のための具体策の提示を要望した。(平成23年5月2日)

さらに、児童生徒の受ける線量を減らし、保護者に安心してもらうため、国に対し低減策を示すこととともに、費用の負担も要望した。(平成23年5月10日)

5月17日に国は「福島県内における児童生徒等が学校等において受ける線量低減に向けた当面の対応について」を取りまとめ、その中で「今年度、学校において児童生徒等が受ける線量について、当面、年間1mSv以下を目指す」とされ、「土壤に関して児童生徒等の受ける線量の低減策を講じる設置者に対し、財政的援助がなされることとされた。

しかしながら、校舎の除染や泥落とし用マットの配置等に係る経費については特に配慮はなされなかった。

イ 対応

学校の線量の低減のため、教育施設線量低減化機器等整備事業を実施し、高圧洗浄機及び泥落としマットを県立学校に整備するとともに、市町村に対して同費用の1/2補助をすることとした。(6月7日知事専決、財源は全て一般財源)

なお、表土の改善については、補助対象を空間線量 $1\mu\text{Sv}$ 以上とされたが、校舎等の洗浄を $1\mu\text{Sv}$ 未満の学校等についても適用することとした。

ウ 対策に伴う事業状況(全額を東京電力に賠償請求予定)

市町村補助金

高压洗浄機の整備	39市町村
泥落とし用マットの整備	28市町村
	(合計 41市町村)
補助金計	18,366千円
県執行分	計 13,166千円
	合計 31,532千円

(3) 公立学校等緊急環境改善事業

ア 経過

原発事故後、放射線への不安から学校の窓の開放を極力控えて教育活動を行う学校が多くなり、学校の校舎内の環境を整備する必要性に迫られる中、市町村が行う幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校の教室等への空調機器等の整備を支援するため、県では設置経費の一部を補助することとなった。

イ 対応

「ふくしまの子どもを守る緊急プロジェクト」の一環として、福島県公立学校等校舎内緊急環境改善事業を実施した。具体的には、市町村が幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校の普通教室や特別教室等に緊急的に空調機器や扇風機を設置した際の設置経費の1/2を補助した。(平成23年8月3日市町村に通知。なお、原発事故による規制区域がある3市町村については、予算の繰越により平成24年度に対応。)

予算額 平成23年度 1,617,039千円

(うち24年度への繰越明許費444,246千円)

財源 国の放射線量低減対策特別緊急事業費補助金より造成する「福島県民健康管理基金」を活用。

ウ 対策に伴う事業状況(平成24年2月7日現在)

設置状況(施工中含む)

エアコン 34市町村 386校 2, 224部屋

扇風機 31市町村 553校 6, 346部屋

※45市町村に補助金交付決定を行い、43市町村に交付済み(23年度から一部繰越1市)

(4) 県立社会教育施設線量低減事業の実施

県立社会教育施設の放射線量の低減を図るために、表土の入れ替え、芝生の張り替え等の工事を実施した。

ア 対象施設: 毎時1マイクロシーベルト以上の放射線量のある施設

a 県立美術館・図書館

放射線量の高い前庭芝生の除却及び張り替え工事を実施した。

工事費: 32,541,600円

工事完了: 平成24年3月28日

b 郡山自然の家

放射線量の高い本館前グランド(みどりの広場)表土改善等工事を実施した。

工事費: 22,575,000円

工事完了: 平成24年2月10日

イ 線量低減工事の効果

a 県立美術館・図書館

平成23年7月モニタリング調査時 $1.8\mu\text{Sv/h}$

工事完了後 $0.18\mu\text{Sv/h}$

b 郡山自然の家

平成23年6月モニタリング調査時 $1.0\mu\text{Sv/h}$

工事完了後 $0.10\mu\text{Sv/h}$

7 学校給食の安全対策

(1) 学校給食検査体制整備事業

ア 経過

学校給食に関する電話相談は当初、給食を実施している市町村教育委員会や学校からの問い合わせのみだったが、学校給食開始から日が経つにつれ、保護者を含む県民からの問い合わせが相次いだ。主な相談内容は下記のとおりである。

- ① 学校給食に福島県産品を使用することについて
- ② 県の支援体制について(子どもの食べる給食や健康への配慮)
- ③ 説明内容の齟齬について(文部科学省健康相談ホットラインや県災対本部原子力関連相談窓口など、問い合わせ先による説明の相違)

イ 対応

文部科学省へ保護者の動向を含む現場の状況を逐次伝え、調理前に使用する食材の検査ができるよう検査機器の導入を希望する市町村等に対して、その購入費用や検査に要する費用について、全額財政措置するよう二度にわたり国に要望した。その結果、原子力損害応急対策基金による対応が可能となり、平成23年度2月補正予算で学校給食検査体制整備事業を実施した。なお、当該事業とは別に団は、17都県を対象として学校給食用食材の放射性検査機器の購入(各都県5台程度)のための補助事業を実施したが、本県ではこれにより2台の検査機器を購入、(公財)福島県学校給食会に貸与して主に同会の取り扱う学校給食用食品の検査を委託することとした。

(委託は24年4月から)

ウ 対策に伴う事業状況

学校給食検査体制整備事業

補助指令 51市町村

機器購入 市町村 212台(予定)

県立学校 17台

第7節 子どもたちの心と体のケア

1 スクールカウンセラーの配置

(1) 大震災以前の県内スクールカウンセラー（SC）配置

平成23年度当初、スクールカウンセラー等活用事業（国補助1/3）及びスクールカウンセラー活用事業（県単）により、不登校等児童生徒の問題行動の未然防止のため、下記の規模で県内のスクールカウンセラーを配置した。

(平成23年4月現在：震災直後)

		幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援	計
県内	配置校数		24	156	47		227
カウンセラー	配置人数		24	156	47		227

(2) 県外からのスクールカウンセラー派遣（5月30日以降）

大震災後、沿岸部を中心とした被災地域、及び避難者が多い内陸部の地域の幼・小・中・高・特別支援学校に、児童生徒の心のケア、教職員・保護者への助言・援助、医療機関等関係機関との連絡調整を行い、児童生徒がPTSD（心的外傷後ストレス障害）等にならないように心の回復を支援するため、文部科学省の緊急スクールカウンセラー等派遣事業（国補助10/10）を加え、5月30日より下記のとおりスクールカウンセラーを派遣した。

ア Aタイプ（週1回、継続的に派遣）

		幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援	計
①5/30～3月末 (県内SCのみ)	派遣校数		21	4	17	1	43
	派遣人数		21	4	17	1	実28
②11/1～3月末 (県外12名)	派遣校数		12	3	2	1	18
	派遣人数		8	2	2	1	実12
③1/16～3月末 (県外24名)	派遣校数	1	20	5	2		28
	派遣人数	1	20	4	2		実25
計	派遣校数	1	53	12	21	2	89
	派遣人数	1	29	10	21	2	実65

イ Bタイプ（基本2泊3日、2人一組で派遣）

※すべて県外

		幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援	計
①5/30～6/17 (3週間)	派遣校数	1	20	8	4		33
	派遣人数	2	37	19	7		63
②9/26～10/28 (5週間)	派遣校数		18	2	3	1	24
	派遣人数		57	12	19	6	94
③1/16～2/1 (3週間)	派遣校数	1	7	3	3		14
	派遣人数	2	16	18	6		42

(3) スクールカウンセラー派遣の状況及び効果

ア 派遣先の学校での状況

児童生徒、保護者に対しての個別相談だけでなく、児童生徒に対してのグループエンカウンターや教員に対しての研修等を実施し、リラクゼーションや心のケアについて派遣先の学校現場において知見を深めた。

イ 派遣方法や学校での活用方法

① Aタイプ

原則として週1日（1日6時間）福島県スクールカウンセラーを含む1名を継続して派遣した。

② Bタイプ

要請のあった学校に3～9日（1セット3日間で最長3セットまで）、2名（1チーム）を派遣した。

③ Aタイプ、Bタイプとも

学校規模に応じて、全員、または各クラスごとの面談を行い、カウンセリングを行って、ケアの必要な生徒については、学級担任等に知らせ、追相談を行った。

ウ 対応の効果

各校におけるカウンセリング等の実施により、次のような効果を得た。

① 緊急避難時、子どもたちの不安な心の内を吐き出させ、心にゆとりを持たせることができた。カウンセリング結果の情報共有により、個に応じた指導を行うことができた。

また、避難区域解除による学校再開時、悩みを受け止めることができ、指導に役立てることができた。

② 教員等による教育相談を補う形で、生徒一人一人について面接や相談を実施することができた。また、原発事故による避難生活など環境の変化に起因するストレスなどに上手く対応できない生徒や不登校傾向の生徒に対してきめ細かなフォローを行った結果、保健室や相談室への登校など学校に復帰する生徒が見られた。

また、緊急スクールカウンセラーが主体的に教職員や他の支援カウンセラーとの情報共有に取り組んだ結果、組織的に対応しやすくなった。

③ スクールカウンセラーによる講演の機会を得て、屋外活動が制限された生活等に起因するストレスやその対応について適切な指導助言を得ることができた。

子どもへの接し方に悩む保護者の不安を和らげる一助となった。

エ 緊急スクールカウンセラー等派遣事業

160,608千円（財源は国庫補助10/10）

(4) 平成24年度以降の計画

平成24年度は、収束しない放射線に対する不安や被災後の全県的な児童生徒に対しての心のサポートを目指して、中学校、高等学校に全校配置、配置されていない小学校には、中学校区に配置されているスクールカウンセラーを派遣することで、すべての公立学校に対応できる体制をつくった。今後も、児童生徒の心のサポートを図

るために、継続したスクールカウンセラーの配置を実施することとしているが、県内のスクールカウンセラーの人的不足等の課題が残っている。

2 特別な支援を要する幼児児童生徒への対応

(1) 特別な支援を必要とする幼児児童生徒への避難による影響と経過

震災によって、特別な支援を必要とする幼児児童生徒は、避難したものの中の避難所での新しい生活に慣れるまでに時間がかかったり、はじめに危険でも自宅に戻ってしまったりしている状況があった。また、避難している市町村教育委員会においては、前年度までの就学指導の資料を入手できず、就学判断の資料作成が困難な状況もあった。

特に双葉郡8町村では、障がい児就学指導審議会が開催できないため、避難先の市町村教育委員会に協力を依頼した。

(2) 特別な支援を必要とする幼児児童生徒への対応

ア 福島県養護教育センターの巡回による相談

養護教育センター指導主事が避難所を訪問して、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の実態把握と相談支援を行った。

a 田村市総合体育館（3月30日・31日、4月4日）

主に大熊町、双葉町の住民が避難。

- ・当初、避難所生活への適応が難しく、落ち着かない様子の児童が、避難所の配慮で個室に移ることができ、落ち着いて生活できるようになった。
- ・避難所内で自分の気持ちや要求などをなかなか表現できなかった児童に、簡易なコミュニケーションボードを提供了。

b 霊山中央公民館、伊達ふれあいセンター、伊達体育館（4月1日）

南相馬の住民が多く避難。

- ・ボランティアに来ていた地元中学生が、なかなか仲間に入れなかつた小学生をうまく誘い、次第に一緒に活動できるようになってきた。
- ・漢字の書き取りなど、自主的に勉強している児童がいて、養護教育センター指導主事が声をかけるとノートを見せてくれた。○をつけてあげると、とても嬉しそうな表情を見せた。

c 梁川体育館、梁川高校体育館、保原第2体育館（3月31日）

- ・保護者から小・中学生の就学相談があり、教育委員会担当者を交えて対応した。
- ・高校に入学する本人や家族の不安があり、学校に連絡を取って対応したこと、不安感が少なくなった。

d アットホームおおたま、フォレストパークあだたら、北部及び東部ふれあいセンター、ディサービスセンター（3月31日）

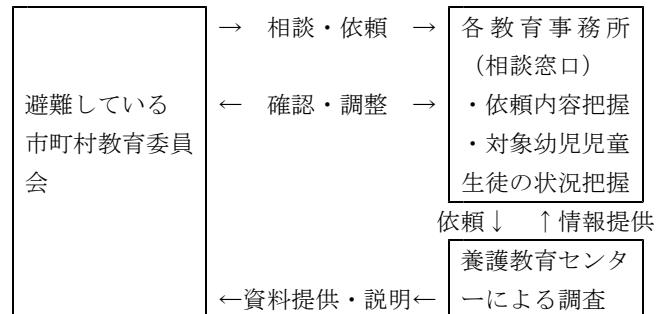
主に富岡町の住民が避難。

- ・今後通学する学校や通学方法について、教育委員会及び学校が保護者との話し合いの場を設定し対応した。

イ 避難している市町村教育委員会における就学指導に関する支援

- a 「避難している市町村教育委員会における就学に関する専門調査について（依頼）」を各市町村教育委員会に送付。
- b 就学指導を判断する資料の作成が難しい場合、必要に応じて養護教育センター所員が就学判断のための基礎資料作成等を支援した。
- c 各教育事務所が相談の窓口になって対応。

※依頼手続き



ウ 支援の効果

(ア) 基礎資料作成等の支援

・浪江町

養護教育センター所員による諸検査の実施。

・大熊町

養護教育センター所員と特別支援教育課指導主事による諸検査の実施。

(イ) 就学相談による支援

基礎資料をもとにして、諸検査の結果等を説明するとともに、指導支援への助言を行った。

(3) 今後の対応について

ア 避難している特別な支援を必要とする幼児児童生徒への相談支援を各市町村教育委員会や各学校等の要請に応じて継続実施する。

イ 避難している市町村教育委員会において、就学指導を判断する資料の作成が難しい場合、その状況を把握するとともに、必要に応じて養護教育センター所員が就学判断のための基礎資料作成等を継続支援する。

3 「ふくしまっ子体験活動応援事業」

(1) 東日本大震災及び原子力発電所事故の影響と経過

原子力発電所事故後、県内に放射能汚染の不安等が広がり、県外へ避難する子どもたちが増加した。4月に入り、新学期が始まるが（一部地域では遅らせて実施）、子どもたちはマスクや長袖を着用するなど放射線に対する防御を講じることとなり、家庭での生活にも影響が出た。

学校においては、屋外での活動を制限するとともに、運動会等学校行事の中止または延期、プールでの活動の

中止等の影響が現れた。子どもたちにとっては伸び伸び活動できないことや夏の暑さに対するストレス、放射能に対する不安や緊張など健康に悪影響を及ぼす状況となった。

そのような中、「子どもの健康を守る緊急プロジェクト」の一環として本事業を立ち上げ、心身ともにリラックスできる、よりよい環境の中で、伸び伸びと自然体験活動等ができるよう補助することとした。

※福島県内公立学校における屋外活動の状況について

(2011年6月1日現在)

校種	学校数	屋外活動の実施状況		
		全く実施していない	一部制限して実施	通常どおり実施
小学校	481校	71校(15%)	242校(50%)	168校(35%)
中学校	228校	8校(4%)	98校(43%)	122校(53%)
高等学校	96校	4校(4%)	26校(27%)	66校(69%)
特別支援学校	22校	5校(23%)	11校(50%)	6校(27%)
合計	827校	88校(11%)	377校(46%)	362校(43%)

(2) 「ふくしまっ子体験活動応援事業」の実施

ア ふくしまっ子夏の体験活動応援事業

子どもたちが心身ともにリラックスでき、伸び伸びと自然体験活動や交流活動等ができるよう、夏休み期間を中心としたふくしまっ子夏の体験活動応援補助事業と自然の家体験活動応援事業を実施した。

a ふくしまっ子夏の体験活動応援補助事業

- ・実施期間：平成23年7月～平成23年9月
- ・対象者：県内の幼稚園、小・中学校、特別支援学校小学部・中学部の児童生徒とその引率者、保護者等
- ・対象団体：学校等(幼稚園、保育所を含む)、公民館、P T A、スポーツ少年団、子ども会、社会教育団体等で、子どもの参加が5名以上の団体
- ・参加規定：自然体験活動や交流活動等を中心とした事業とし、実施場所・宿泊場所は福島県内とする。
- ・補助内容：宿泊費として、1人当たり1泊7千円を上限として7泊まで補助する。

交通費(体験活動費を含む)として1人当たり5千円を上限として補助する。

保険料として、1人当たり千円を上限として補助する。

b 自然の家体験活動応援事業

- ・会場：会津自然の家
- ・実施対象：県内の小中学生とその家族(乳幼児を含む)

- ・内容：日帰り開放プラン 3回、親子宿泊プラン(1泊2日) 4回

イ ふくしまっ子体験活動応援事業

ふくしまっ子夏の体験活動応援事業では、夏休み期間を中心に多くの子どもたちが様々な体験活動を実施し、心身ともにリフレッシュすることができた。

さらに、保護者や関係団体などからの要望も多いことから、本事業を平成24年3月まで延長するとともに、児童生徒が学校行事の一環として体験活動を行う場合の補助内容を拡充することとした。

a ふくしまっ子体験活動応援補助事業

- ・実施期間：平成23年10月～平成24年3月
- ・対象者：夏の体験活動応援補助事業と同じ
- ・対象団体：幼稚園、保育所、小中学校(特別支援学校を含む)の部活動等(教育課程以外のもの)、公民館、P T A、スポーツ少年団、子ども会、社会教育団体等で、子どもの参加が5名以上の団体

- ・参加規定：夏の体験活動応援補助事業と同じ

- ・補助内容：夏の体験活動応援補助事業と同じ

b 移動教室体験活動応援補助事業

- ・実施期間：平成23年10月～平成24年3月
- ・対象者：県内の小・中学校及び特別支援学校小・中学部の学年を単位とした児童生徒及びその引率者等
- ・対象団体：県内の小・中学校及び特別支援学校小・中学部
- ・参加規定：各教科、特別活動等の教育課程の中で実施する事業とし、実施場所・宿泊場所は福島県内(学校の住所を置く市町村外)とする。
- ・補助内容：宿泊費として、1人当たり1泊7千円を上限として延べ30泊まで補助する。

活動費として、1人当たり1日7千円を上限として補助する。

保険料として、1人当たり千円を上限として補助する。

交通費として、移動にかかる費用を補助する。

旅費として、教職員2人まで、1泊2日を上限として、事前の会場等視察のための費用を補助する。

報償費として、外部講師・看護師・支援員にかかる費用を補助する。

使用料・賃借料として、1団体1日3万円を上限とし、施設・物品等の借用にかかる費用を補助する。

c 自然の家体験活動応援事業

- ・ふくしまっ子夏の体験活動応援事業で計画された事業を継続実施

(3) 「ふくしまっ子体験活動応援事業」の実績と成果

ふくしまっ子夏の体験活動応援事業及びふくしまっ子体験活動応援事業の実績及び成果は次の通り。

事業名	申請件数	参加者総数
ふくしまっ子体験活動応援補助事業 (H23. 7月～H24. 3月)	11,372件	397,881人 (うち子ども 323,601人)
移動教室体験活動応援補助事業 (H23. 10月～H24. 3月)	744件	65,842人 (うち子ども 61,120人)
自然の家体験活動応援事業		2,693人
合 計	12,116人	466,416人 (うち子ども 383,444人)

7月から3月までの3ヶ月間で、延べ46万人以上が参加した。

参加者へのアンケートによると、ほとんどが「子どもたちの体験活動に役立った」と答えていることから、本事業が震災以降県内の子どもたちの体験活動や交流活動等を十分支援することができたものと考える。

(4) 平成24年度ふくしまっ子体験活動応援事業

子どもの屋外での活動制限について緩和されたもの通常時には戻っていないことなどから、補助内容を一部変更して、本事業を平成24年度も実施することとした。

ア ふくしまっ子体験活動応援補助事業

- 実施期間：夏期間 平成24年7月～平成24年9月
冬期間 平成24年12月～平成25年1月
- 対象者：県内の幼稚園、小・中学校、特別支援学校小学部・中学部の児童生徒とその引率者、保護者等
- 対象団体：幼稚園、保育所、公民館、PTA、スポーツ少年団、子ども会、社会教育団体等で、子どもの参加が5名以上の団体
- 参加規定：自然体験活動や交流活動等を中心とした事業とし、実施場所・宿泊場所は福島県内とする。
- 補助内容：宿泊費として、1人当たり1泊5千円を上限として7泊まで補助する。
交通費・体験活動費として、1人当たり2千円を上限として補助する。(当初は宿泊費のみ補助することとしていたが、子どもたちを取り巻く環境などの現状を踏まえて、平成24年5月28日に補助交付要綱を改正し、交通費・体験活動費の補助を追加した。)

イ ふくしまっ子移動教室体験活動応援補助事業

- 実施期間：平成24年4月～平成25年3月
- 対象者：県内の小・中学校及び特別支援学校小学部の学年を単位とした児童生徒及びその引率者等

・対象団体：県内の小・中学校及び特別支援学校小学部

- 参加規定：各教科、特別活動等の教育課程の中で実施する事業とし、実施場所・宿泊場所は福島県内(学校の住所を置く市町村外)
- 補助内容：宿泊費として、1人当たり1泊5千円を上限として30泊まで補助する。

活動費・交通費として、活動日数に1人当たり2千円を乗じた金額を上限として補助する。

ウ 自然の家体験活動応援事業

- 会場：郡山自然の家、会津自然の家
- 実施対象：県内の小中学生とその家族(乳幼児含む)
- 実施日：夏期間各1回、冬期間各1回
- 内容：日帰り開放プラン 計4回(交通費のみ参加者負担)

第8節 被災児童生徒への経済的支援

1 高等学校入学料等の減免措置

(1) 震災前の入学料等の免除対象者の規定

福島県立高等学校の入学検定を受けようとする者及び入学しようとする者は、それぞれの別に従い、入学検定料及び入学料を納めなければならないこととなっている。

その免除を受けることができる者については、「福島県立高等学校の授業料の免除等に関する規則の運用方針」(平成18年7月14日付け18教振第249号)により、当該入学検定料及び入学料の納入期限前1年以内に、政令において激甚災害と指定された災害により居住していた家屋等が著しく損害を受けた者に限定していたため、東京電力福島第一原子力発電所の事故による被災者の取扱いについては規定されていなかった。

【入学料等の免除対象者の規定】

区分	損害の程度	免除対象者
1	1 住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき	志願書等提出期限前12ヶ月以内に損害を受けた者
	2 住居又は家財に前記と同程度の損害を受けたとき	
2	1 住居又は家財の2分の1が焼失し、又は滅失したとき	志願書等提出期限前9ヶ月以内に損害を受けた者
	2 住居又は家財に前記と同程度の損害を受けたとき	
3	1 住居又は家財の2分の1未満が焼失し、又は滅失したとき	志願書等提出期限前6ヶ月以内に損害を受けた者
	2 住居又は家財に前記と同程度の損害を受けたとき	

(2) 入学料等の減免措置と経過

東日本大震災の被災者に対する各種使用料等の免除制度が拡大されたことを受け、上表の免除対象者の「住居

又は家財に前記と同程度の損害を受けたとき」の取扱いを、次のa～cのいずれかに該当する者を含めることとし、平成23年4月 19日に各県立高等学校に対して通知した。

a 東京電力福島第一原子力発電所から半径30kmの範囲内の居住者

b 「計画的避難区域」に指定された地域の居住者

c 「緊急時避難準備区域」に指定された地域の居住者

免除対象者の拡大期間については、被災の日（平成23年3月11日）から平成24年3月末日までとしたため、平成23年度入学者にかかる入学料及び平成24年度入学者選抜にかかる入学検定料が対象となった。

なお、平成23年度の入学料については、免除対象者の拡大の通知が入学後となつたが、特例として免除申請書の提出期限を5月31日まで延長し、いったん入学料の収入証紙を納入した後に免除となつた者については還付を行つた。

さらに、収入証紙の買い戻しについても学校で取りまとめて行えるようにした。

また、県立会津学鳳中学校にかかる入学検定料についても、同様の取扱いとした。

【免除の実績】

区分	免除	徴収	前年度徴収 (参考)
高等学校 入学料	7,455,250円 (1,348件)	78,915,500円 (14,450件)	94,875,650円 (17,337件)
高等学校 入学検定 料	5,336,900円 (2,476件)	29,209,500円 (13,785件)	39,307,400円 (18,262件)
会津学鳳 中学校入 学検定料	17,600円 (8件)	488,400円 (222件)	488,400円 (222件)

※ 高等学校分は、全日制、定時制のほか通信制を含む。

※ 前年度は激甚災害の指定がなかつたため、免除実績はなかつた。

2 高校生通学支援事業

(1) 事業創設の経過

東日本大震災や原子力発電所事故に伴い、県立高等学校の生徒がサテライト校へ通学や県内の他の高校への転学など通学環境が大きく変化するとともに経済的負担が大きくなる恐れがあつたことから、保護者の経済的負担を軽減し、生徒の修学機会を確保する必要があつた。

また、JR常磐線が一部区間で運休したため、生徒の通学手段の確保が大きな課題となつた。

さらに、一部の高校は、自校で実習授業が行えなくなつたため、実習場所への交通手段を確保する必要があつた。

(2) 対応状況

ア サテライト校に通学する生徒や県内の他地域の高校へ転学を余儀なくされた生徒等の保護者の経済的負担を軽減し生徒の修学機会を確保するため通学費の支援を行つた。（平成23年5月9日福島県高等学校生徒通学費支援金

交付要綱及び実施要綱を制定。）

延べ人数	支給金額
5,265名	71,160千円

（平成23年度）

イ 通学が困難となつた相双地域の生徒の通学手段を確保するため通学バスを運行した。

運行日	車種	台数	金額
平成23年5月～12月	大型バス	1,726台	68,229千円

（平成23年度）

ウ 実習事業を他地域の学校で行うため、生徒送迎用のバスを運行した。

延べ台数	支給金額
65台	2,984千円

（平成23年度）

エ 平成24年度も引き続き、通学費の支援及び実習授業のためのバス運行を行つてゐる。

3 被災児童生徒等就学支援事業

(1) 東日本大震災の発生による家計収入の減少に対する対応

地震、津波による住居の全壊、流失、半壊等による被害又は原子力発電所事故に伴う避難生活により家計支出が著しく増大する一方、家計収入の減少が続いている中で、国の被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金を活用し、被災児童生徒に対しては、教育機会の確保を図るため学用品費、通学費、学校給食費等の必要な援助を実施し、被災児童生徒に対しては幼稚園の入園料、保育料の援助を実施した。

ア 平成23年度被災児童生徒就学援助事業補助金

ア 対象：震災等により被災し、経済的理由により就学が困難となつた児童生徒

ア 費目：学用品費、体育実技用具費、新入学学用品費、通学用品費、通学費、修学旅行費、校外活動費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、学校給食費、医療費

ア 対象事業：市町村において実施する就学援助事業

ア 補助率：10/10

ア 実施市町村：53市町村

ア 実績額

費目	補助金額
学用品費等	582,053千円
学校給食費	399,761千円
合 計	981,814千円

イ 平成23年度被災児童生徒就学援助事業補助金

ア 対象：震災等により幼稚園への就園支援が必要となつた世帯の幼児（震災等により所得階層区分が変更となつた世帯の幼児も含む）

ア 費目：入園料、保育料

ア 対象事業：市町村において実施する幼稚園就園奨励事業

ア 補助率：10/10

ア 実施市町村：31市町村

ア 実績額：補助金額 156,502千円

ウ 平成24年度以降の計画
引き続き、国の被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金を活用し、平成26年度まで被災児童生徒等就学支援事業を実施する。

エ 事業進捗状況

- 平成24年度

当初交付内定額 1,291,551千円

(H24. 6月) 【被災児童生徒】

215,316千円

(H24. 6月) 【被災幼児】

4 福島県奨学資金震災特例採用制度

(1) 震災特例採用制度創設の経緯

東日本大震災により、浜通りを中心に多くの生徒が被災した。初期時点での調査では、地震・津波・原発災害による被災生徒数は約3,300名であった。(平成23年5月1日現在
旧学習指導課調べ)

被災により経済的に修学困難となった高校生、専修学校(高校課程)生及び特別支援学校高等部生を支援するため、国の被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金を活用し、県奨学資金に新たに『震災特例採用』制度を創設した。

(2) 震災特例採用制度の概要

ア 対象者

保護者が福島県内に住所を有し、東日本大震災により被災し、下記のいずれかの事由により就学が困難となった高校生等

- 申込者の居住する家屋が全壊・半壊又はこれに準ずる被災をした場合
- 警戒区域又は計画的避難区域内に居住していて避難した場合
- 緊急時避難準備区域、屋内退避指示が出た区域等に居住していて市町村の判断により避難した場合
- 主たる生計支持者が死亡・行方不明又は重篤な障がい・疾病を負った場合
- 主たる生計支持者の勤務先等が被災したことにより失業又は収入が著しく減少した場合
- その他、被災により、申込者の属する世帯の家計の支出が著しく増大又は収入が減少した場合で、校長が特に必要と判断し県教育委員会が認める場合

イ 貸与金額

国公立 自宅通学 18,000円 自宅外通学 23,000円
私立 自宅通学 30,000円 自宅外通学 35,000円

ウ 利子 無利子

エ 保証人 連帯保証人1名(原則保護者)

オ 返還について

『震災特例採用』では、特例的に、卒業後の奨学生本人の向こう1年間の収入見込みが基準額を超えない場合は、願出により返還義務を免除。

- 返還免除基準となる年間収入見込み額

高校等卒業の場合(進学者を除く)	320万円未満
短大・専門学校に進学し卒業した場合	340万円未満
大学に進学し卒業した場合	360万円未満
a 平成23年度貸与実績	
1,545名 361,327千円	
b 国の交付金が期間延長されたことに伴い、平成26年度まで事業継続予定。	

5 被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業

(1) 被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業

地震、津波等の影響による家屋等の損壊や福島第一原子力発電所事故による避難等による所得減少等があつて、特別支援学校等に通学している児童生徒等の保護者が経済的に厳しい状況となり、保護者に対し補助を行わなければ、児童生徒等の就学の機会が失われるおそれがあった。

現在でも被災した児童生徒等の保護者の所得状況等は改善されておらず、引き続き経済的に厳しい状況が続いている、保護者に対し補助を行わなければ、児童生徒等の就学の機会が失われるおそれがある。

このような状況の中、被災した児童生徒等の保護者のうち、経済的理由により児童生徒等を県立特別支援学校等へ就学させることが困難となった保護者に対し、特別支援教育就学奨励費の支弁区分をⅠ段階に区分することにより補助する額を増額させ、就学の機会を確保した。

(2) 実施状況

対象児童生徒等 22名 補助額 226万4千円

なお、経済的に厳しい状況は未だに続いている、引き続き就学の機会を確保する必要があるため、平成26年度末まで補助を行っていく。

第9節 復旧工事の実施

1 県立学校施設の災害復旧工事

(1) 県立学校施設の災害復旧工程表

- ア 復旧工事 仮設校舎設置工事17校(湯本高校など)
H23.4~8、H23.12~H24.7
- イ 復旧工事92校(橘高校など<壁補修等>)
H23.4~H25.3
- ウ 改修工事 補強等工事23校(郡山東高校など)
H23.10~H25.3
- エ 改築工事 改築工事16校(福島高校など)
H23.9~H26.3

(2) 復旧工事の進捗状況(25.1.15現在)※県立学校施設

発注状況 901件(93.4%) : 134億円(69.1%)、
全体965件 : 193億円

竣工状況 837件(86.7%) : 65億円(33.4%)、
全体965件 : 193億円

(3) 災害復旧の対応

ア 災害復旧と進行管理の徹底

大規模補修・補強工事は24年度内の、改築（建て替え）工事は25年度内の完了を目指して進行管理を徹底しながら事業を進めていく。

イ 災害復旧に併せた未耐震建築物の耐震化促進

文部科学省の施設整備基本方針を踏まえ、県立学校施設については平成27年までに耐震化率100%とすることを目標に耐震化を進めることとしており、災害復旧事業の活用を図りながら未耐震建築物の耐震化を進めている。

ウ 除染特別地域内県立学校施設の災害復旧

除染特別地域（警戒区域+計画的避難区域）内の浪江高校など7校の被害調査が未了となっている。

今後、同地域内の国による除染が進み、立入制限が解除された場合には、国、関係市町村とも緊密に連携の上、応急危険度判定、被災度区分判定調査等を実施して被災状況の詳細を把握し、速やかに学校施設等の復旧を図っていく。

2 社会教育施設等の災害復旧工事

① 災害復旧工事の実施状況

国の公立社会教育施設災害復旧費補助事業を活用し、施設の早期復旧に取り組んだ。

また、利用者の便宜を考え、可能な限り休館の期間を短くなるよう工事内容、発注時期を検討し発注を行った。

施設名	復旧工事の実施状況
県立図書館	屋根ひさし破損・落下、公開図書室天井空調設備落下復旧工事 H24年6月完了
県立美術館	エントランス屋根裏破損等復旧工事 H24年3月完了 美術品破損修繕 H24年3月完了 落水池漏水等復旧工事 H25年9月完了予定
県立博物館	企画展示室天井破損復旧工事
郡山自然の家	居室天井破損、広場舗装破損復旧工事 H23年7月完了
会津自然の家	食堂渡り廊下破損、アスレチック破損復旧工事 H23年7月完了
相馬海浜自然の家	平成24年3月施設廃止
いわき海浜自然の家	屋外給水管漏水復旧、舗装補修等工事 H23年9月完了 野営場法面土砂崩れ、ロッジ復旧工事 H26年3月完了予定
福島県文化財センター白河館	屋外展示物縄文時代竪穴住居・前方後円墳・奈良時代竪穴住居等復旧工事 3月完了 一般収蔵庫柱脚破損等復旧工事 5月完了

3 被災文化財修復への対応状況

① 国の対応状況

ア 国指定等の被災文化財の修復に対する補助率の20%かさ上げ(70~85%)

イ 自治体所有の国指定文化財は、国庫補助残分が震災復興特別交付税で措置される。

ウ 地方負担分について80%が特別交付税で措置される。

② 県の対応状況

① 国指定は国庫補助残額の1/2、県指定は事業費の1/2を補助する。

② 国登録有形文化財で被災した文化財の修復に対する補助金（補助率1/4 上限150万円）を創設した。

③ 修復事業実施状況

ア 平成23年度

a 国指定文化財

	件数	事業費(千円)	補助額(千円)
国庫補助金	13	1,244,427	1,017,601
(うち次年度繰越)	10	1,201,735	985,892
県補助金	3	14,488	1,076

b 県指定文化財

	件数	補助対象事業費(千円)	補助額(千円)
県補助金	2	2,197	1,098

イ 平成24年度（平成25年2月1日現在）

a 国指定文化財

	件数	事業費(千円)	補助額(千円)
国庫補助金	15	1,564,183	1,242,305
(うち前年度繰越)	10	1,201,735	985,892
県補助金	7	680,209	15,237

b 県指定文化財

	件数	補助対象事業費(千円)	補助額(千円)
県補助金	15	146,490	71,940

c 国登録有形文化財

	件数	補助対象事業費(千円)	補助額(千円)
国庫補助金	1	1,775	1,242
県補助金	16	59,629	7,685

※ 震災被害による登録抹消 件数：1件（3件が取り壊され、残り2件も抹消予定）

d 避難地域の無形民俗文化財

	件数	補助対象事業費(千円)	補助額(千円)
県補助金	14	10,770	8,884

第10節 復興に向けた取組

1 第35回全国高等学校総合文化祭の実施

(1) 開催決定までの経緯

第35回全国高等学校総合文化祭（ふくしま総文）については、平成22年度までの準備期間を経て平成23年8月に開催予定であったが、東日本大震災に見舞われ、その開催が危ぶまれた。しかし、震災発生直後から使用予定の会場施設や宿泊施設の被災状況及び避難所や宿泊施設としての利用状況等の調査確認を進め、開催が可能な部門において開催することを5月13日に発表した。

8月3日から7日まで、全国から約1万2千人の高校生が参加し、第35回全国高等学校総合文化祭（ふくしま総文）を開催し、成功裏に終了した。

(2) 実施の概要

テーマ「集めよう創造の輪、思いをつないでほんとの空へ」の下、8月3日から7日までの5日間にわたり、高校生の文化芸術活動の祭典となる第35回全国高等学校総合文化祭を開催した。

東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、当初予定の22部門から15部門の開催となり、書道部門、放送部門が作品審査のみの方法により開催となつたほか、演劇部門を香川県、郷土芸能部門を岩手県において開催。吹奏楽部門等3部門が中止となつたが、震災を受けた高校生の思いを構成劇「ふくしまからのメッセージ」に込めて全国に発信した。

(3) 震災を受けての変更事項

東日本大震災の影響から、下記のとおり計画を一部変更して開催した。

ア 開催を中止した部門

パレード、吹奏楽、マーチングバンド・バトントワ
リング、JRC・ボランティア（協賛）

イ 県外で開催した部門

演劇（8月5日～7日 香川県で開催）

郷土芸能（7月27日～29日 岩手県で開催）

ウ 作品審査等により開催した部門

書道、放送

エ 日程及び会場を変更して開催した部門

総合開会式、合唱、器楽・管弦楽、日本音楽、囲
碁、将棋、小倉百人一首かるた、文芸、特別支援学
校（協賛）、産業交流（協賛）

オ 予定どおり開催した部門

吟詠剣詩舞、美術・工芸、写真、弁論、新聞、
自然科学、

(4) 構成劇「ふくしまからのメッセージ」

8月4日に會津風雅堂で開催した総合開会式において上演され、会場が大きな感動に包まれた福島県発表の構成劇「ふくしまからのメッセージ」は、平成23年8月からインターネットで動画配信を開始し、国内はもとより海外の人々に対して復興に向けて力強く歩みはじめた福島をアピ

ルした。

(概要)

庄助と桃子の2人をナビゲーター役として、震災の体験による高校生の心の変化「3.11」、原発事故の経験から正しい知識、情報の大切さを訴える「知ることから」、復興に向けての決意をアピールする「ふくしまからのメッセージ」を、生徒実行委員を中心とした生徒のメッセージと合唱、管弦楽、ダンス等を織り交ぜながら表現した。

桃子の台詞の、「福島に生まれて、福島で育つて、福島で働いて、福島で結婚して、福島で子どもを産んで、福島で子どもを育てて、福島で孫を見て、福島でひ孫を見て、福島で最期を過ごす。それが私の夢なのです。」の一部が野田首相（当時）の所信表明演説にも引用された。

(5) 高校生の避難所訪問活動

震災で、多くの県民が避難所生活をしている中、高校生の文化の力で、被災者を元気づけることを目的として、ふくしま総文実行委員会では、県内高校文化部（委員会等）を対象とした「高校文化部による避難所訪問活動」に取り組んだ。

平成23年5月以降、県内各地の避難所や仮設住宅などで、高校生の避難所訪問が実施された。

演劇、合唱、吹奏楽、器楽・管弦楽、日本音楽、マーチングバンド・バトントワリング、美術・工芸、書道、写真、放送、囲碁、将棋、自然科学、特別支援学校、JRC、郷土芸能、文芸、小倉百人一首かるた、新聞、吟詠剣詩舞、家庭、農業、工業、商業等による活動発表、被災者支援を行つた。

2 県立社会教育施設での復興支援イベント

(1) 県立美術館の取組

東日本大震災により県内の美術館も被害を受けたが、復興に向けて頑張る福島県民を応援するため、NPO法人福島県立美術館協力会の支援を受け、県内の6つの美術館が連携し、各館が所蔵するすぐれたコレクションを持ち寄り展覧会を開催した。

事業名：がんばろう福島「生きる力・美の力」展～福島の美術館から～

会期：平成23年9月10日～平成23年10月16日

参加美術館：いわき市立美術館

郡山市立美術館

喜多方市美術館

C C G A現代グラフィックアートセンター

諸橋近代美術館

福島県立美術館

入館者数：2,633人

(2) 県立博物館の取組

文化は未来への架け橋でもあり、人々が日々を生きていく上で心の糧ともなるものであることから、東日本大震災を踏まえ、「会津・漆の芸術祭2011」は、「東北へのエー

ル」をサブテーマにかかげ、失われた多くの命に捧げる鎮魂と再生の願いが込められた作品やイベントによって、復興への道筋を文化の力で照らし出すことを目指し開催した。

事業名：「会津・漆の芸術祭 2011」

～東北へのエール～

会期：平成23年10月1日～平成23年11月23日

展示会場：会津若松市内

喜多方市内

関連イベント：シンポジウムの開催

トークイベントの開催

ワークショップの開催

コンサートの開催

来場者数：93,340人

(3) 県立図書館の取組

ア 移動図書館「あづま」号による避難所への図書貸出
県立図書館では、移動図書館「あづま」号を活用し、避難所や仮設住宅、避難している市町村等を支援するため、図書の提供及び貸し出しを実施した。

実績（24年3月31日現在）：2,965冊

イ 震災関連の展示

「災害を乗り越える！私たちのふるさと展」（平成23年7月15日～11月30日）、「応援メッセージ展」（平成23年7月15日～7月24日）、「3.11からの8784時間～そして これから～」（平成24年3月2日～4月22日）等の展示を行った。

ウ 「東日本大震災福島県復興ライブラリー」

震災及び原発事故の関連資料を中心に地震、津波、原子力、放射線等の資料の収集し、平成24年4月28日から「東日本大震災福島県復興ライブラリー」を開設した。

平成24年9月11日現在、利用に供するタイトル数は、2,917件である。

(4) 福島県文化財センター白河館（まほろん）の取組

東日本大震災によって甚大な被害を被り、津波や原発事故により多数の人々が故郷を離れ避難生活を余儀なくされている状況にある。このような中、まほろんでは、浜通り地方の開発事業に伴う発掘調査で出土した考古資料を保管しており、これらを展示公開することにより、この地方の歴史と特質を明らかにし、被災した地域を応援することとした。

事業名：「発掘された浜通りの遺跡」

会期：平成23年7月16日～平成23年11月20日

展示会場：福島県文化財センター白河館「まほろん」

入館者数：10,998人

第11節 震災に伴う国内外からの反応

1 教育委員会に対する意見

東日本大震災及びその後の原子力発電所事故により、本県の学校教育に対して県内外から多くの関心が寄せられた。この中には、津波の被災者や避難区域の避難者からの問い合わせばかりでなく、放射線の影響や子どもたちの安全を懸念する県内外からの多くの問い合わせ・意見がメール・電話・投書等で連日寄せられた。

一方で、物的・人的を含めた様々な支援の提案が寄せられており、被災した多くの学校への支援が実現した。

(1) 教育委員会への問い合わせ・意見の件数と内容

（平成23年3月12日～12月31日）

ア 放射線について 535件

- ・放射線の基準の是非についての意見
- ・学校生活への不安
- ・学校給食への不安
- ・校庭・校舎の除染
- ・屋外プール使用への不安
- ・暑さ対策の要望 等

イ サテライト・転校について 27件

ウ 支援の提案 75件

エ その他（入試・教員採用試験・教員の人事異動等）

合計 1,045件（1日平均3.5件）

これらは、教育総務課に寄せられた問い合わせや意見のみであり担当課に直接寄せられたものを含めるとさらに多くの御意見が寄せられた

なお、5月までは1日平均8.7件の意見等が寄せられていたが、6月以降は同1.7件と減少しており、内容も震災関連以外のものが多くなっている。

(2) 福島県教育委員会ホームページのトップページへのアクセス数（平成23年3月～5月）

3月 102,816件（平成22年 34,402件）

4月 96,477件（平成22年 28,675件）

5月 43,087件（平成22年 30,068件）

3・4月は昨年度の約3倍のアクセス数があり、本県の教育についての関心の高まりが見て取れたが、5月以降は落ち着きが見られた。

2 福島県の教育分野に対する支援

(1) 教育分野への寄付金の申し出への対応

震災発生後、県に対して多くの支援金・寄付金が寄せられたが、子どもたちの避難状況や学校施設の被災状況、サテライト校の状況等が広く報じられるにつれ、「子どもたちのために使ってほしい」「教育のために使ってほしい」といった意向を有する方から、寄付についての問い合わせが教育庁に多く寄せられるようになってきた。

(2) 寄付金の受け入れ状況

教育庁で受け入れた寄付金の件数及び金額は次のとおり。

(平成24年6月22日現在)

年度	件数	金額
平成23年度	39件	131,703,427円
平成24年度	15件	109,173,016円
計	54件	240,876,443円

(3) 県内の学校に対する支援の申し出

震災発生後、県内の学校（主に被災校）に対するメッセージカード、寄せ書き、千羽鶴等、数多くの応援メッセージ類が県内外はもとより海外からも寄せられた。また、地震・津波の被害や原発事故に伴う避難等の報道に接した個人・企業等からの図書、楽器、備品等の支援の申し出も相次いだ。

(4) 件数

これまでに申し出等のあったもののうち、主なもの件数は次のとおり。

(教育総務課で把握しているもののみ。平成24年6月19日現在)

種類	件数
メッセージ類	76件
図書類	24件
備品類	56件

※このほかにも様々な種類の支援があった。

(5) 「東北地方太平洋沖地震 子どもの学び支援ポータルサイト」

震災発生直後、被災した子どもたちへの物的支援が急務となつたが、一方で国内外からの支援の申し出とのマッチングを円滑に行うための体制は関係各所で整つていなかつた。そのような状況の中、文部科学省は平成23年4月1日に「東北地方太平洋沖地震 子どもの学び支援ポータルサイト」を開設し、平成24年5月11日の運営終了まで被災地の子どもの学習支援に大きな役割を担つた。これは支援を必要とする側と支援を検討している側がそれぞれ必要な支援の内容と提供できる支援の内容を登録できるというものであり、このサイトに学校等が直接登録し、支援が実現したものも少なくなかつた。

(6) 県立学校への教材等の寄付

東日本大震災により被災した県立学校へ企業やN P O法人等から実習機器や教材、学校施設の機能向上等の支援を受けた。

(7) 学校給食に対する物資の支援

ア 学校給食に対する支援物資提供の申し出は、製造メーカー、流通業者、学校等、様々な立場の団体（企業・学校等）から寄せられた。

イ 対応

通常、学校給食で使用する物資は、学校の設置者（主に市町村）が栄養面や衛生面に配慮して選定し購入しているため、受け入れの可否決定は設置者にあり、支援の申し出は設置者へ情報提供することとした。

ただし、給食人数や管理面等との兼ね合いから、提供される物資の数量や質等によっては、すべての設置者へ照会することが難しい場合もあり、その際は設置者へ直接申し出ていただくよう依頼した。

製造メーカー等からの支援については、上記理由から、直接設置者へ問い合わせを依頼した。（冷凍食品等の製造メーカーへは、簡易給食実施市町村の紹介含む。）

流通業者からの支援については、設置者に情報提供。支援内容等詳細については、市町村と流通業者間とで直接やり取り及び調整を依頼。

また、学校への支援では、滋賀県内の小学生が育てたお米を、福島県の小学生に届けるという取組が企画され、2.4 t の新米が、お米を育てた子どもたちのメッセージと共に本県に届けられた。この支援については、用途を限定せず、広く学校における教育活動（学校給食や学級活動、教科指導等）に活用してもらおうと設置者に呼びかけ、14市町村の56小学校から希望があった。

なお、上記以外の小規模な申し出については、直接設置者へ問い合わせを依頼したものもあった。

また、間接的な提供（災対本部へ届けられた支援物資について、学校給食を通して被災した子どもたちに届けて欲しいとの依頼）もあり、他の支援物資同様設置者へ照会し、希望する市町村に配布した。

(8) 埋蔵文化財発掘調査のための専門職員派遣

東日本大震災の復旧・復興事業に伴い急増する埋蔵文化財発掘調査に対応し、文化財保護と復旧・復興事業の円滑な実施の両立を図るため、他府県等から地方自治法第252条の17による専門職員派遣を受けた。

【平成24年度派遣】

青森県 長野県 京都府 兵庫県 さいたま市

学校施設の被害

軽微な被害も含めると県内のほとんどの県立学校で被害が見られた。被害の大きかつた学校では、他校や他施設での授業再開を余儀なくされた。



津波の被害に見舞われたいわき海星高校
(H23.3撮影)



いわき海星高校製造工場(H23.3撮影)
津波で流された車が窓に突き刺さっている。



大地震により壁面が崩れた磐城農業高校
校舎 (H23.4撮影)



震災直後、天井が崩落した小野高校体育館



安積黎明高校の体育館を仕切って授業を行
う様子(H23.9)



表土除去する福島高校グラウンド。背景に
仮設校舎が見える。(H23.8)

福島県教育委員会施設の被害

学校以外の福島県教育委員会の施設においても震災により甚大な被害を被った。



震災直後の県庁西庁舎 9 階の教育庁執務室の様子。ロッカーや書棚がなぎ倒され、6 月まで執務できない状況となった。(H23.3.11)



福島第一小学校の一部を間借りして執務を再開。他に、課ごとに福島南高校や図書館などに分散し執務にあたった。

(H23.5 ごろ)



津波によって施設全体が大きな被害を受けた相馬海浜自然の家(H23.3.25)



いわき海浜自然の家 法面崩落 ロッジ倒壊(H23.3.20)



県立図書館 閉架図書の落下



教育センター 5 階 講堂の天井崩落の様子

県内の文化財の被害

国指定 80 件、県指定 66 件、市町村指定 147 件の合計 293 件の被害があった。建造物の被害が多く、史跡のうち、特に城跡の石垣に大規模な被害が見られた。また、津波の被害も見られた。



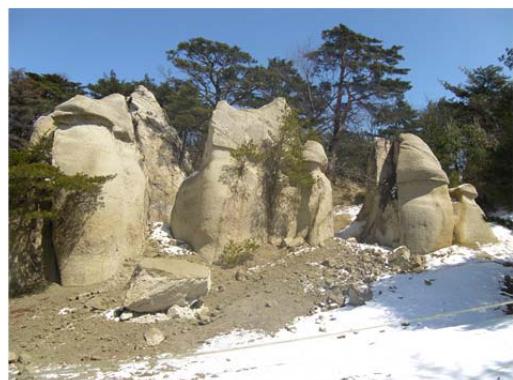
国指定文化財の小峰城（白河市）
石垣崩落の様子



国指定文化財の旧福島県尋常中学校本館
(郡山市) 内部の破損の様子



津波の被害を受けた県指定文化財の觀海堂の様子（新地町）



県指定文化財の淨土松山（郡山市）
岩盤の一部崩落の様子

学校施設等の避難所としての役割

東日本大震災では公立学校が避難所となり、災害発生時の緊急対応の役割を果たした。避難所の運営には教職員が従事した学校もあり、新年度に向けた準備や避難児童生徒の把握等の中で、教職員が避難所での対応に大きな貢献を果たした。一方で、運営マニュアルの不備、避難規模に応じた避難所としての整備や備蓄物品の管理等に課題を残した。



体育館に段ボールや毛布を敷き詰めて、居場所を確保したが、震災直後は冷え込み、環境は劣悪であった。(H23.3月ごろ。福島西高校避難所。以下同じ)



支援物資の分配作業を行う教職員。避難者を班ごとに分け、公平な分配に腐心した。



合宿所で、避難者自身が食事の準備をする様子。避難者が、清掃や食事など、自治的に関わるようになった。



国内外から多くの支援物資が届いた。また、様々なボランティア団体が避難所を訪問し、炊き出しやレクリエーション等の支援を行った。



サテライト校

原発事故で避難指示区域等になった相双地区の県立高等学校は、他地区の高校の教室等を使用してサテライト方式で学校を再開した。



原町・相馬農業・小高工業の相馬サテライトは、H23.8月から旧相馬女子高校跡地に新築した仮設校舎に移転した。仮設校舎は学校ごとに3棟に分かれ、3校合わせて約700名の生徒が学習した。

その後平成23年10月には原町・相馬農業が自校復帰。24年4月には、小高工業が原町高校内仮設校舎に、小高商業高校が南相馬市サッカーフィールドに建設された仮設校舎に集約された。



計画的避難区域に指定された相馬農業高校飯舘校は、5月福島市の県教育センターで学校を再開した。(体育館での授業の様子)



平成23年夏、猪苗代町で行われた富岡高校の久しぶりの全校集会。



平成24年4月には、双葉・双葉翔陽・富岡の3校が、いわき明星大学サテライト校に集約された。



安達高校内で授業を行っていた浪江高校は、平成24年4月、本宮高校内の仮設校舎で学校を再開した。

放射線の影響と不安への対応

原発事故によって各地に飛散した放射性物質による汚染は、県民に大きな不安を与えた。放射線の影響を少しでも低減するために線量低減化機器等整備や教育施設・社会教育施設等の表土改善の取組がなされた。また、学校関係者に対して放射線に対する正しい理解のために専門家による研修会等を実施した。



高圧洗浄機による学校施設の除染の様子



学校給食検査体制整備事業

(上・下：整備した測定機

による食材の測定の様子)



表土除去（安積黎明高校）



県南域内（白河中央中）で開催した「福島県放射線健康リスク管理アドバイザーによる教育関係者等説明会」（H23. 4. 16）

子どもの心と体の支援

震災と原発事故によって子どもたちを取り巻く環境が激変する中、緊急スクールカウンセラーや事業等により被災地域や避難児童生徒の多い地域の各学校の教育相談体制を充実させた。また、子どもたちが心身ともにリラックスできるよりよい自然体験活動等ができるように、「ふくしまっ子体験活動応援事業」を実施した。



教員対象学級ミーティングの様子



グループエンカウンターの様子 (H23. 10. 13)



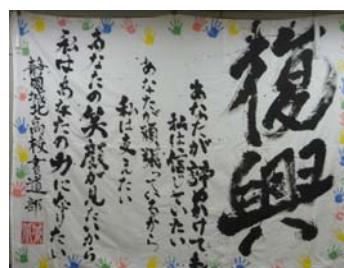
ふくしまっ子体験活動応援事業を利用した
自然体験活動の様子 (会津自然の家)



ふくしまっ子体験活動応援事業 (会津自然の家)

国内外からの支援

寄せ書きや千羽鶴、図書、備品等、県内の学校に対する様々な支援が国内外から寄せられた。



復興に向けて

震災と原発事故により困難な状況にある福島県であるが、第 35 回全国高等学校総合文化祭（ふくしま総文）や高校の文化部の仮設住宅訪問など高校生をはじめとする取組が多くの県民を勇気づけた。また、博物館や美術館などの文化施設において復興に向けて取組が行われた。



開催が危ぶまれた第 35 回全国高等学校総合文化祭（ふくしま総文）は、開催可能な部門を実施することとした。平成 23 年 8 月 3 日から 7 日まで約 1 万 2 千人の高校生が全国から参加し、感動のうちに終了した。

（8 月 4 日、総合開会式構成劇「ふくしまからのメッセージ」より）



ふくしま総文には、秋篠宮同妃両殿下並びに佳子様の御臨席を賜った。



勿来工業高校フラダンスチームによる仮設住宅訪問



「災害を乗り越える！私たちのふるさと展」（平成 23 年度 県立図書館）



県立美術館では、「がんばろう福島『生きる力・美の力』展」を開催し、県内の 6 つの美術館所蔵のコレクションを持ち寄った展覧会を開催した。



「会津・漆の芸術祭 2011」では、会津若松市及び喜多方市の各会場で鎮魂と再生の願いが込められた企画が催された。

平成23年度実績 教育年報

発 行 平成25年3月11日
編集発行 福島県教育委員会
福島市杉妻町2-16
TEL (024) 521-7759
